

NISHIHYOGO
SHINKIN BANK

2025

西兵庫信用金庫の現況

お客様の「大切」に寄りそい
絆をきずく



～地域で最も信用、信頼される金融機関をめざして～



私たちは

1. 地域と共生し豊かな街づくりに奉仕します。
2. 顧客に最良の金融サービスを提供し信頼に応えます。
3. 金庫の健全な発展に努めます。
4. 明るく働きがいのある職場づくりに努めます。

行動規範

(1) 信用金庫の公共性、社会的責任の自覚

金庫の公共的役割を自覚し、経営の自己責任に基づく健全経営に徹し、その社会的使命を全うすることによって地域社会の発展に寄与します。

(2) お客様第一主義の徹底

お客様に誠心誠意、親切の心をもって接し、正確、迅速な金融サービスを実践します。

(3) 誠実公正な行動

法令及びその精神を遵守し、社会的規範にもとることのないよう、行動は誠実かつ公正を旨とします。

(4) 地域社会への貢献

金融を通じて地域社会の発展の為、地域とのコミュニケーションを密にして、産業の振興、文化の発展に寄与します。

(5) 人間性尊重

心の豊かさを大切にして、人間性尊重の精神に溢れた働きがいのある風土を築き上げます。

(6) 環境問題への取り組み

資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組みます。

(7) 反社会的勢力の排除

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除します。

(8) 地域社会とのコミュニケーション

経営等の情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図ります。

金庫の概要

■ 創業	昭和23年8月15日
■ 所在地	兵庫県宍粟市山崎町山崎190番地
■ 電話番号	0790-62-7701(代表)
■ 出資金	969,466千円
■ 会員数	25,984名
■ 店舗数	27店舗
■ 店外ATM	8カ所
■ 常勤役職員数	348名
■ 預金量	545,570百万円
■ 融資量	222,499百万円

(令和7年3月31日現在)



NISHIHYOGO
SHINKIN BANK 2025

地域で最も信用、信頼される 金融機関をめざして

平素は、西兵庫信用金庫に格別のお引き立てを賜り心より厚くお礼申し上げます。本年も皆様がより一層当金庫についてご理解いただくことを願い、当金庫の経営理念、業績、経営内容等をまとめた「西兵庫信用金庫の現況2025」を作成いたしました。ご覧いただきますようお願い申し上げます。

さて、令和6年の国内経済は、年初の能登半島地震等の影響が残る北陸地方など一部に弱さが見られるものの、堅調な設備投資や個人消費の持ち直しを背景に緩やかな回復となりました。また、企業収益が過去最高水準で推移し、春闘賃上げ率が33年ぶりに5%台を記録するなど、成長と分配の好循環が動き始めており、これらを踏まえて日銀の政策金利のさらなる引き上げも見込まれています。一方、信用金庫の主要取引先である中小企業は、人口減少や少子高齢化などを背景に、経営者の高齢化や後継者難、慢性的な人手不足といった構造的な問題が顕在化し、さらにデジタル化への対応や脱炭素の取り組みといった新しい経営課題にも直面しています。当金庫の営業エリアにおいても、原材料費等の上昇分を十分価格に転嫁できず、人材確保のために賃上げせざるを得ないといった取引先もあります。今後、政策金利の引き上げの影響による資金調達コストの上昇が、中小企業の業況の下押し要因となる懸念もあります。

令和7年度は、政府の経済見通しによれば、総合経済対策の効果が下支えとなって、賃金上昇が物価上昇を上回り、個人消費が増加するとともに、企業の設備投資も堅調な動きが継続するなど、引き続き、民間需要主導の経済成長となることを見込んでいます。また、4月には大阪・関西万博が開催となり関西全体が活気づくような施策が講じられており、関西経済発展の大きな刺激となることが期待されます。

このような情勢下、当金庫は、地域やお客さまが抱えているさまざまな課題と真摯に向き合い、取引先中小企業や地域経済・社会の持続的な発展のために尽力していかねばなりません。今年度は当金庫の3カ年計画「にしん中期経



理事長 桑垣喜一

営計画2024(地域の未来と幸せへ向けて、変革への挑戦)の2年目となります。また、2年後には南部本部設立を計画しており、さらなる地域密着に取り組んでいきます。中長期展望を踏まえた5つの経営課題、「支援の充実」「人的基盤の充実」「効率化とDXの取組」「経営管理の充実」「地域創生への取組」を計画的に実践することにより、役職員一丸となって社会経済の変化に対応し、地域と共に繁栄することを目指します。

当金庫がこの先10年、20年と安定成長を続けるために、社会情勢、経済情勢、地域環境等の変化を踏まえ、役職員一丸となって取組んでまいります。

今後とも何卒、倍旧のご支援ご鞭撻を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

令和7年7月

目次

経営理念・行動規範	1	コンプライアンス(法令等遵守)の態勢	14
ごあいさつ	2	統合的リスク管理の態勢	15
にしん中期経営計画2024	3	お客さま保護への取組み	16
西兵庫信用金庫と地域社会	4	主な業務のご案内	17
地域社会への貢献活動	5	一年間の出来事	19
地域密着型金融に関する取組み	7	にしんのあゆみ	20
金融仲介機能のベンチマークについて	8	事務所の名称及び所在地	21
令和6年度の事業概況	9	営業地区・店舗網	
自己資本の充実の状況	10	店舗一覧	
信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の状況等	10	店外キャッシュサービスコーナー	
総代会制度	11	資料編	23
組織体制	13		
役員一覧			
子会社等の状況			

にしん中期経営計画2024

～地域の未来と幸せに向けて、変革への挑戦～

目指すべき姿

会員、お客さま、そして職員をはじめとする地域のすべての人の成長と幸せのために行動し、協同組織の地域金融機関として地域が抱える課題解決に貢献し、持続可能な地域社会を創ることを目指します。

取組むべき重点課題

1

支援の充実

- 事業者支援の充実
- 個人支援の充実

2

人的基盤の充実

- 人財戦略の充実
- 人財育成の充実
- 働きやすい職場づくり

3

効率化とDXの取組

- 業務効率化の推進
- DX推進体制の整備
- DXによる業務改善

4

経営管理の充実

- 計画的な営業推進
- 営業態勢の充実
- コンプライアンスの徹底
- リスク管理の充実
- 本部体制の充実
- 店舗戦略の検討
- 安定的収益の確保

5

地域創生への取組

- 持続可能な地域社会づくりの取組
- GXの推進

地域社会を巡る環境 (外部環境)

- 1 人口減少と少子高齢化の進展
- 2 様々な分野で進むDX
- 3 労働環境の変化
- 4 ESG、SDGsの普及・浸透
- 5 貯蓄から投資への流れの加速
- 6 多発する自然災害

当金庫の現状 (内部環境)

- 1 収益に占める貸出金利息割合の低下
- 2 金融機関の業務の多様化
- 3 変容する営業活動
- 4 変わる営業店の役割
- 5 営業店業務の増加と職員の漸減
- 6 将来への不安が残る人員構成
- 7 多様な職員の活躍の必要性

信用金庫経営の変革

- 1 組織の革新
- 2 持続的な人的基盤の確立
- 3 信用金庫のDXの推進
- 4 将来を見据えた店舗戦略の策定・運用
- 5 社会的課題への対応
- 6 経営管理上の重点課題への対応

西兵庫信用金庫と地域社会

当金庫は、西播磨地域を主な事業区域として、地域で活動する企業・事業者、暮らし働く個人の皆さまが会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していく相互扶助を理念とする地域金融機関です。

地元のお客さまからお預かりした大切な資金(預金積金)は、地元で資金を必要とするお客さまに融資を行って、事業や生活の繁栄のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地元の中小企業者や住民との強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的な発展に努めております。

預金積金について

当金庫では地域のお客さまの着実な資産作りのお手伝いをさせていただくため、新商品の開発やサービスの一層の充実に努めております。

預金積金
残高 **5,455**億円

貸出金以外の運用について

貸出金以外の資金運用については、安全第一を心がけております。

預け金
残高 **1,667**億円
有価証券
残高 **1,787**億円

お客さま会員

会員数
25,984名
出資金
9億69百万円

西兵庫信用金庫

常勤役員数
348名
店舗数
27店舗
店外ATM
8カ所

地域の豊かな
未来のために

ご融資・支援サービス

ご融資について

地域の皆さまからお預かりした預金は、資金を必要とされている地域のお客さまに幅広くご利用いただいております。

貸出金
残高 **2,224**億円

※計数は令和7年3月31日現在のものです。

営業地区

宍粟市、佐用郡佐用町、揖保郡太子町、たつの市、姫路市、相生市、高砂市、加古川市、神崎郡のうち福崎町、赤穂郡上郡町、赤穂市、加古郡播磨町・稲美町、明石市、神戸市のうち西区

(令和7年3月31日現在)

地域社会への貢献活動

当金庫は、経営理念に掲げる「地域と共生し豊かなまちづくりに奉仕する」の実現に向けて、金融サービスだけでなく、環境、文化、教育などあらゆる角度から、広く地域社会の活性化に取り組んでおります。

取引先支援・地域活性化への取組み

「にしんまちづくりファンド」 ～揖保川の水流が繋ぐまちづくり～の状況

地域活性化を図る目的で令和6年3月に一般財団法人間都市開発推進機構(MINTO機構)のマネージメント型まちづくりファンド支援業務を活用し組成しました「にしんまちづくりファンド有責任事業組合」より、空き家・空き店舗等のリノベーションなどにより宿泊所等の新たな事業を行う3事業者に投資を行いました。

このファンドは、社債の取得を通じて、リノベーション等による民間まちづくり事業を一定のエリア(姫路市網干南地区、たつの市龍野地区及び宍粟市山崎地区)において連鎖的に進めることで、当該エリアの価値向上を図りつつ、地域の課題解決に貢献するものであり、今後も姫路市・たつの市・宍粟市の地方自治体と共同で地域の再興を図っていきます。



「にしんまちづくりファンド」投資先発表会

事業承継セミナーの開催

事業承継への関心が強まる中、難しく手間がかかることの懸念払しょくのため「落語調で楽しく学ぶ事業承継セミナー」を開催し、会社社長や事業主の方々が将来への備えを行いました。



事業承継セミナー

道の駅スタンプラリーの開催

令和6年12月から令和7年2月にかけて、宍粟市・たつの市の観光協会と連携し「道の駅スタンプラリー」を開催しました。2つの行政機関を跨ぐ第1回目の地域活性化事業で、多くの応募をいただきました。第2回の開催も行う予定です。



道の駅スタンプラリー チラシ

SDGsへの貢献

当金庫のSDGsの取組みの一環として、3つのテーマに取り組んでおります。

① 地域経済の持続的発展



② 魅力ある地域社会づくりへの貢献



③ 環境保全への持続的な取組み



Out of KidZania in 姫路獨協大学の開催

令和7年2月8日と9日の両日に、姫路獨協大学校内で、子どもたちが職業体験を行うイベントに協賛し、当金庫職員による信用金庫の職業体験もしてもらいました。



Out of KidZania in 姫路獨協大学



Out of KidZania in 姫路獨協大学パンプ

大学生によるSDGs発表会

兵庫県立大学の学生による地元企業のSDGsへの取組発表会を開催し、西播磨地域の6社へ「学生目線による、学生自身で体験し研究した成果発表」をもとに個別に感想を述べ提案を行いました。



県立大学内での発表風景

SDGs定期預金

定期預金の利息額相当分を当金庫が負担し、営業エリア内の公立病院6院に車椅子・歩行器計28台を贈呈致しました。



車椅子贈呈式(宍粟総合病院)

一般財団法人「にしん地域振興財団」

にしん地域振興財団は、地域貢献の一環として当金庫が基金の全額を拠出して設立した一般財団法人です。現在の基本財産は1億8千5百万円となっております。西播磨地域の振興・発展を図るために、令和6年度の主な事業の助成を次のとおり行いました。

◎コミュニティ活動助成事業(助成金額175万円)

- ①山崎納涼夏祭りに対する助成
- ②宍粟市さつきマラソン大会に対する助成
- ③その他、18件に対する助成

◎青少年健全育成助成事業(助成金額251万円)

- ①宍粟市小中学校児童、生徒健全育成会に対する助成
- ②ふれあいコンサートに対する助成
- ③その他、11件に対する助成

山崎納涼夏祭りに対する助成

令和6年8月13日に「山崎納涼夏祭り」が開催されました。

当金庫本店所在地である山崎町の夏の風物詩となっており、今回は約1,300発の花火が打ち上げられました。



山崎納涼夏祭り

宍粟市さつきマラソン大会に対する助成

令和6年4月21日に「第17回宍粟市さつきマラソン大会」が開催され、距離や年齢、男女ごとに設けた計20部門に1,480名のランナーが参加しました。



宍粟市さつきマラソン大会



図書券寄贈

宍粟市幼稚園・小中学校へ図書券寄贈

毎年、青少年健全育成のため、宍粟市内の学校関係へ図書券を寄贈しています。

地域貢献に対する助成(ショーウィンドウディスプレイ)

ショーウィンドウディスプレイは青少年健全育成助成事業に基づいて展示しています。

地域のにぎわいづくりのために、本店北側ショーウィンドウを活用して、山崎高等学校と龍野北高等学校の生徒の皆さんにより展示していただいております。



令和6年6月龍野北高等学校



令和6年9月龍野北高等学校



令和6年12月山崎高等学校



令和7年3月龍野北高等学校

スポーツによる健康増進と広報活動

兵庫県信用金庫保険組合主催のバレーボール大会で女子バレー部が6連覇、男子バレーボール部が初優勝し、野球大会やテニス大会でも好成績を収めました。

「第17回宍粟市さつきマラソン大会」では、当金庫職員が大会新記録で優勝しました。



女子バレー部集合写真



女子バレー部試合



野球部集合写真



野球部試合

地域密着型金融に関する取組み (中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み)

令和6年度においても、「顧客企業の経営改善等に資するコンサルティング機能の発揮」に一層注力するとともに、「地域の創生・活性化支援への取組み強化」「地域や利用者に対する積極的な情報発信」の推進を通じて、引き続き地域密着型金融の実践に積極的に取組みました。

① 顧客企業の経営改善等に資するコンサルティング機能の発揮

- ・ 目利き能力向上に向けた人材育成
- ・ 創業、新事業支援、販路拡大支援、事業承継・M&A支援、経営改善・事業再生支援等に向けた取組み
- ・ 外部専門家、外部機関等との連携



事業承継個別相談会



遺言・相続相談会



② 地域の創生・活性化支援への取組み強化

- ・ 一般社団法人「にしん地域振興財団」を通じた取組み
- ・ 地域自治体等との連携



省エネ・地域パートナーシップへの参加



地方創生ローン開始



第60号にしん景況レポート

③ 地域や利用者に対する積極的な情報発信

- ・ 景気動向調査「にしん景況レポート」の発行

にしんクラブ・にしんJ-CLUB

にしんクラブ・にしんJ-CLUBは、地域を支える経営者・次世代経営者を会員として、会員の皆さまと当金庫と一緒に運営する経営者の会です。会員相互の交流を通じて、啓発と親睦を図り、知見を高めて企業の発展に貢献することを目的として、各種勉強会・講演会を開催しております。

「経営者保証に関するガイドライン」への取組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しています。また、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

	令和6年度
新規に無保証で融資した件数	1,766件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	46.73%
保証契約を解除した件数	82件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当金庫をメイン金融機関として実施したものに限り)	0件

経営改善支援等の取組み実績【令和6年4月～令和7年3月】

	期初債務者数 A	うち 経営改善支援 取組み先数 α	αのうち期末に 債務者区分がラン クアップした先数 β	αのうち期末に 債務者区分が変化 しなかった先数 γ	αのうち再生計画 を策定している 全ての先数 δ	経営改善支援 取組み率 α/A	ランクアップ 率 β/α	再生計画 策定率 δ/α	
正 常 先①	2,756	0	0	0	0	0.00%		—	
要 注 意 先	うちその他要注意先②	792	19	2	17	19	2.40%	10.53%	100%
	うち要管理先③	7	0	0	0	0	0.00%	—	—
破 綻 懸 念 先④	180	0	0	0	0	0.00%	—	—	
実 質 破 綻 先⑤	97	0	0	0	0	0.00%	—	—	
破 綻 先⑥	9	0	0	0	0	0.00%	—	—	
小計(②～⑥の計)	1,085	19	2	17	19	1.75%	10.53%	100%	
合 計	3,841	19	2	17	19	0.49%	10.53%	100%	

金融仲介機能のベンチマークについて

「金融仲介機能のベンチマーク」は、金融機関における金融仲介機能の発揮状況を客観的に評価するための指標です。

当金庫では地域の中小企業や小規模事業者の皆さまの事業のライフサイクルに応じた積極的な支援を行うなど、金融仲介機能の発揮に積極的に取組むなか、地域の活性化に向けた取組みを強化していくため「金融仲介機能のベンチマーク」を活用し、当金庫の取組み状況を点検・評価することで、金融仲介機能の質の向上に努めています。

■当金庫がメインバンク(融資残高1位)として取引を行っている企業のうち、経営指標(売上・営業利益率・労働生産性等)の改善や就業者数の増加が見られた先数及び同先に対する融資額の推移

メイン先数	1,749先
メイン先の融資残高	875億円
経営指標等が改善した先数	1,277先

*融資残高1位が判明している先を単体ベースで集計しています。

経営指標等が改善した先(1,277先)に係る3年間の事業年度末の融資残高の推移	
令和5年3月期	581億円
令和6年3月期	607億円
令和7年3月期	599億円

■当金庫が貸付条件の変更を行っている中小企業の経営改善計画の進捗状況

条件変更総数	247先
好調先	8先
順調先	51先
不調先	188先

*売上高を基準に、経営改善計画に対して実績の進捗状況を次のように区分しております。進捗状況区分：好調(120%超)、順調(80%~120%)、不調(80%未満)

*経営改善計画を未策定の先は不調先を含めています。

■当金庫が関与した創業、第二創業の件数

支援・関与総件数	56件
----------	-----

■創業支援先数(支援内容別)

創業計画の策定支援	12先
融資(プロパー)	23先
融資(信用保証付)	33先
政府系金融機関等協調融資	20先

■ライフステージ別の与信先数及び融資額

	全与信先	創業期	成長期	安定期	低迷期	再生期
ライフステージ別の与信先数	3,904先	286先	335先	1,648先	153先	321先
上記先の事業年度末の融資残高	1,582億円	65億円	194億円	930億円	61億円	130億円

*創業期(創業から5年まで)、成長期(売上高平均で直近2期が過去5期の120%超)、安定期(同120%~80%)、低迷期(同80%未満)、再生期(貸付条件の変更または延滞がある先)

*直近5期間の財務データが入手できない先は集計していないため、合計は一致しません。

■当金庫が事業性評価に基づく融資を行っている与信先数及び融資額、及び全与信先数及び融資額に占める割合

	先数	融資残高
事業性評価に基づく融資を行っている与信先数及び融資残高	1,429先	755億円
上記計数の全与信先数及び全与信先の融資残高に占める割合	36.60%	47.75%

*貸付条件の変更先は含めておりません。

■ソリューション提案先数及び融資額、及び全取引先数及び融資額に占める割合

	全取引先①	ソリューション提案先②	②/①
ソリューション提案先数、及び同先の全取引先数に占める割合	3,904先	412先	10.55%
上記先の融資残高、及び同先融資残高の全取引先の融資残高に占める割合	1,582億円	248億円	15.68%

*ソリューション提案は、本業支援、経営計画策定支援、創業支援、販路開拓支援、M&A支援、事業承継支援などの提案を行っている先。

*上記提案を実施している先でも、与信取引がない先及び貸付条件の変更先は含めておりません。

令和6年度の事業概況

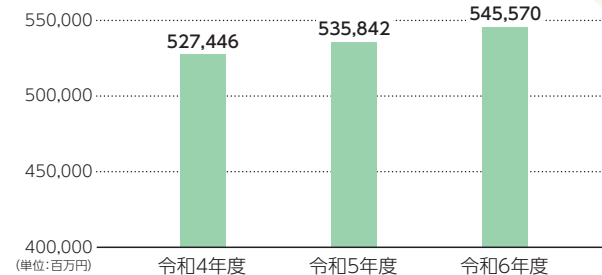
令和6年度は、当金庫の3カ年計画「にしん中期経営計画2024(地域の未来と幸せに向けて、変革への挑戦)」の初年度として、以下の5項目を経営方針に掲げ、地域金融機関としての使命と責務を果たすべく、役職員一丸となって取り組みました。

- ① 支援の充実
- ② 人的基盤の充実
- ③ 効率化とDXの取組
- ④ 経営管理の充実
- ⑤ 地域創生への取組

預金積金

預金におきましては、要払性・定期性共に増加しました。要払性預金では35億円の増加、定期性預金では62億円の増加となったことにより、預金末残は97億円増加し、5,455億円となりました。

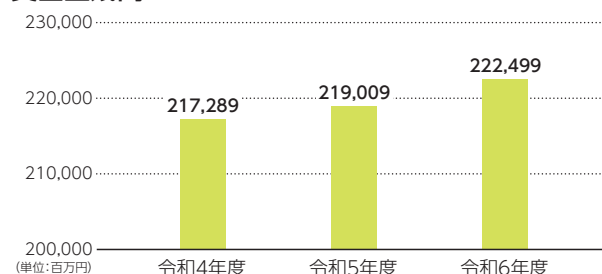
預金積金残高



貸出金

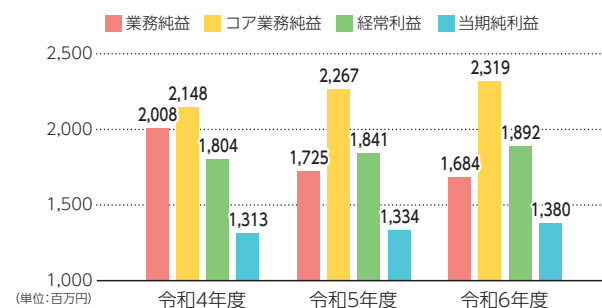
貸出金におきましては、前年の活動を深化・改善し主に中小企業融資を中心に推進しました。人口減少や高齢化が進む中、個人消費は伸び悩んだものの、法人融資は先数・残高共に増加となりました。個人向け融資は減少した一方で法人向け融資が50億円増加したことにより、貸出金末残は対前期34億円増加の2,224億円となりました。

貸出金残高



損益

日本銀行の政策変更により預積金と貸出金双方の金利が上昇し、貸出金利息は対前期68百万円増加し預金支払利息も158百万円の増加となりました。また、金利上昇の影響により余資運用の収益が増加し、一方で主に人件費等の経費が増加した結果、前年と同様の経常利益18億92百万円、当期純利益13億80百万円を計上することができました。



(注) コア業務純益とは、業務純益に一般貸倒引当金繰入額を加え、国債等債券損益を差し引いたもので信用金庫本来の事業活動のみの利益を表すものです。

主要な経営指標の推移

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経常収益	6,858	6,672	6,610	6,974	7,321
経常利益	1,981	2,050	1,804	1,841	1,892
当期純利益	1,437	1,486	1,313	1,334	1,380
出資総額	969	969	969	969	969
出資総口数(万口)	1,939	1,939	1,939	1,939	1,938
純資産額	42,750	41,576	38,190	39,470	35,903
総資産額	555,117	565,803	570,860	580,908	586,532
預金積金残高	507,228	518,793	527,446	535,842	545,570
貸出金残高	215,778	216,761	217,289	219,009	222,499
有価証券残高	167,742	185,309	188,748	186,960	178,751
単体自己資本比率(%)	19.15	19.00	20.19	20.36	21.06
出資に対する配当金(千円)	38,643	38,707	38,760	38,760	38,731
配当率(%)	4	4	4	4	4
職員数(人)	350	359	339	336	338

(注) 単体自己資本比率は、信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当かどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

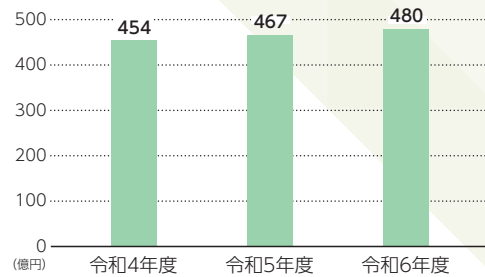
自己資本の充実の状況

当金庫の自己資本は、会員の皆さまからの出資金と、当金庫が創業以来積み上げてきた利益金の合計額になります。「自己資本比率」は当金庫が保有する資産に占める自己資本額の割合のことです。「自己資本比率」の算出にあたっては、各資産の回収の危険度合(リスク・ウェイト)により、回収の危険が低いほど資産を過小に評価して算出します。「自己資本比率」は経営の健全性を示すもっとも重要な指標です。

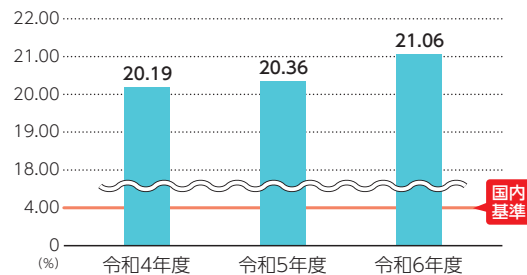
平成18年度決算から自己資本比率規制(バーゼルⅡ)が導入され、自己資本比率を計算するのに際して「分母」には、従来の信用リスク・アセットに加えて、オペレーショナル・リスク相当額を8%で割って得た額を計上するとともに、信用リスク・アセットについても掛け目が見直されました。また、平成25年度決算から、自己資本の質の向上と金融機関のリスクをより反映させたバーゼルⅢに次ぐ新たな枠組みであるバーゼルⅣが導入されました。

当金庫の自己資本比率は、今期は21.06%と、国内基準の4%さらには、国際基準の8%を大きく上回って推移しております。また、自己資本額におきましても480億円となり、自己資本の充実が図れました。

自己資本額



自己資本比率の状況



信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の状況等

信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全引当状況

(単位: 百万円、%)

	開示債権 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による 回収見込額 (c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b) / (a)	引当率 (d) / (a - c)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2023年度	2,440	2,440	1,335	100.00%	100.00%
	2024年度	2,460	2,460	1,397	100.00%	100.00%
危険債権	2023年度	7,601	7,338	5,627	96.53%	86.64%
	2024年度	7,684	7,472	5,796	97.24%	88.78%
要管理債権	2023年度	288	272	243	94.27%	63.53%
	2024年度	263	237	221	90.27%	38.38%
三月以上延滞債権	2023年度	137	150	137	109.97%	—
	2024年度	45	48	45	106.06%	—
貸出条件緩和債権	2023年度	151	121	106	80.08%	33.38%
	2024年度	217	189	176	86.94%	31.70%
小計(A)	2023年度	10,331	10,050	7,206	97.28%	91.03%
	2024年度	10,408	10,171	7,415	97.71%	92.06%
正常債権(B)	2023年度	212,047				
	2024年度	214,989				
総与信残高(A) + (B)	2023年度	222,378				
	2024年度	225,398				

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「正常債権(B)」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
7. 「担保・保証等による回収見込額(c)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金(d)」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私券(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借借契約によるものに限る。)です。

総代会制度

1 総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数が大変多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選考する総代候補者選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

さらに、当金庫では、総代会に限定することなく、利用者満足度調査や総代懇談会を実施するなど、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

総代会のしくみ

選考委員

会員

- ① 総代会の決議により、会員の中から選考委員を選任
- ② 総代候補者選考委員会を開催のうえ、選考基準に基づき、総代候補者を選考

総代候補者

- ③ 総代候補者氏名を店頭掲示し、所定の手続きを経て、会員の代表として総代を委嘱

総代

総代会 会員の総意を適正に反映するための制度

決算に関する事項、理事・監事の選任等重要事項の決定

2 総代とその選任方法

1 総代の任期・定数

- ・ 総代の任期は3年で、定年制を採用しています。
 - ・ 総代の定数は70人以上100人以内で、会員数に応じて選任区域ごとに定めております。
- なお、令和7年6月17日現在の総代数は100人です。

2 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。

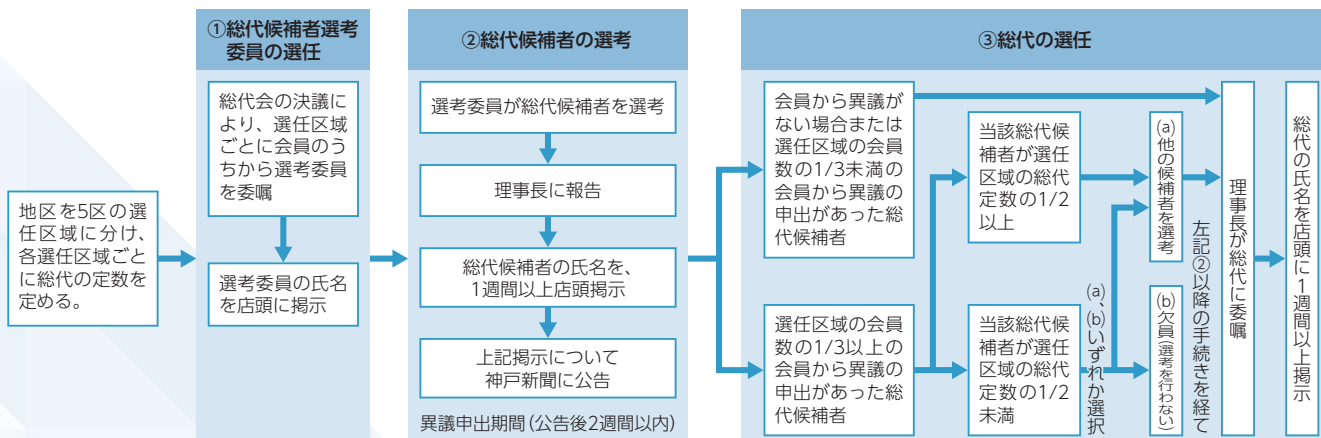
そこで、総代の選考は、総代候補者選考基準に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。

- ① 総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
- ② 選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
- ③ 上記②により選考された総代候補者を会員が信任する(意義があれば申し立てる)

総代候補者選考基準

- ① 資格要件
 - ・ 当金庫の会員であること
 - ・ 就任時点で75歳を超えていない者
- ② 適格要件
 - ・ 総代としてふさわしい見識を有している人
 - ・ 良識をもって正しい判断ができる人
 - ・ 人格にすぐれ、金庫の理念・使命を十分理解し、金庫との緊密な取引関係を有する人
 - ・ その他総代選考委員が適格と認めた人

〈総代が選任されるまでの手続きについて〉



3 第76期通常総代会の決議事項

令和7年6月17日開催の第76期通常総代会において、次の事項が付議され、それぞれ原案のとおり承認可決されました。

報告事項	第76期（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）業務報告、貸借対照表及び損益計算書の内容報告の件、監査報告
決議事項	第1号議案 第76期剰余金処分案承認の件 第2号議案 会員除名の件 第3号議案 任期満了に伴う理事改選並びに監事改選の件 第4号議案 退任役員に対する退職慰労金支給の件



第76期通常総代会

4 総代の氏名

(令和7年6月17日現在50音順 敬称略)

北部地区(宍粟市一宮町・波賀町・千種町) 8名

上田 芳史(2) 垣尾 秀雄(12) 金本 和喜(6) 柴原 勝志(2) 林 伸介(11) 松本 真人(2) 森下 隆志(5)
山岸 洋之(7)

中部地区(宍粟市山崎町、姫路市安富町・夢前町・佐用郡佐用町) 27名

居垣 真介(1) 伊藤 和久(11) 伊藤 忠宏(10) 稲田 実(3) 井上 博文(5) 上林建設株式会社(16) 内海 利文(7)
カメウチ電装株式会社(5) 小寺 量也(9) 坂口 明弘(6) 神名 大典(9) 竹田 英雄(7) 谷口 竜太郎(1) 谷笹 利浩(3)
壺阪 雄一(2) 藤井 哲郎(12) 藤村 哲朗(6) 三浦 克幸(3) 光岡 勝利(11) 三谷 恭三(9) 宮脇 昭介(4)
三渡 真介(1) 宗接 由哲(1) 八木 裕三(6) 安井 唯善(9) 山田 佳幸(9) 吉井 祥二(1)

揖龍地区(揖保郡太子町、たつの市、相生市、赤穂市、赤穂郡上郡町) 20名

池尻 雅好(3) 魚橋 哲夫(3) 大谷 聖(6) 緒方 宏紀(3) 片岡 孝次(3) 木南 一志(9) 菅野 敦士(3)
菅野 日出男(5) 高井 勝仁(2) 田中 智樹(1) 玉田 雅史(5) 中村 昭則(1) 西村 文博(3) 平野ブロック株式会社(14)
母里 英雄(3) 前田 俊克(4) 松田 隆(5) 松本 良三(4) 八木 良之(5) 柳原 慎介(1)

南部地区(姫路市(安富町・夢前町を除く)、神崎郡福崎町) 32名

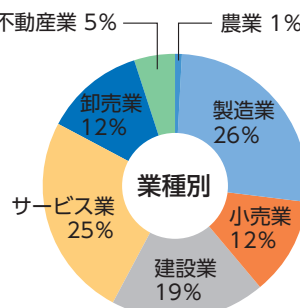
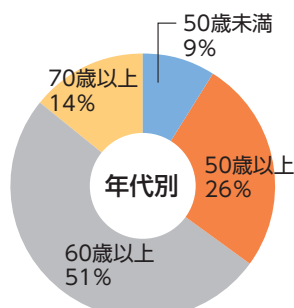
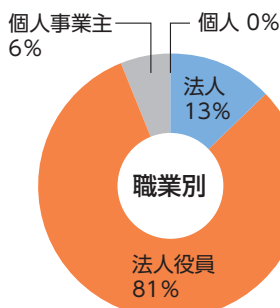
有馬 久和(4) 石井 哲人(5) 石田 文徳(7) 井田 統久(1) 株式会社茨木金属商会(3) 株式会社エムアンドエム食品(7) 大竹 玉己(1)
大盛 正裕(5) 梶浦 伸宏(10) 是川 文孝(3) 佐和 吉敬(1) 澤田 安弘(7) 塩谷 太(8) 志水 数史(3)
株式会社宍粟住建(1) 特定医療法人財団清良会(3) 瀧元 一彦(7) 田中 雅也(1) 辻 幸次郎(6) 壺阪 康裕(1) 株式会社/ケホーム兵庫(10)
原田 信弘(6) 医療法人ひまわり会/家病院(8) 有限会社姫路特殊原料(5) 平位 稔之(6) 二木 三千哉(6) 前原 啓作(3) 圓井 隆広(1)
森下 誉樹(7) 山本 益臣(8) 横野 修三(10) 横山 重紀(9)

東部地区(高砂市、加古川市、加古郡播磨町、加古郡稲美町、明石市、神戸市西区) 13名

植田 幸弘(1) 大橋 卓司(2) 株式会社協和電気商会(17) 栗原 直樹(4) 株式会社神戸家具(7) 鶴田 彰二(3) 西垣 武彦(1)
株式会社兵庫製作所(12) 三宅 忠(5) 村上 篤(1) 山田 文子(1) ヤング開発株式会社(16) 横山 康人(1)

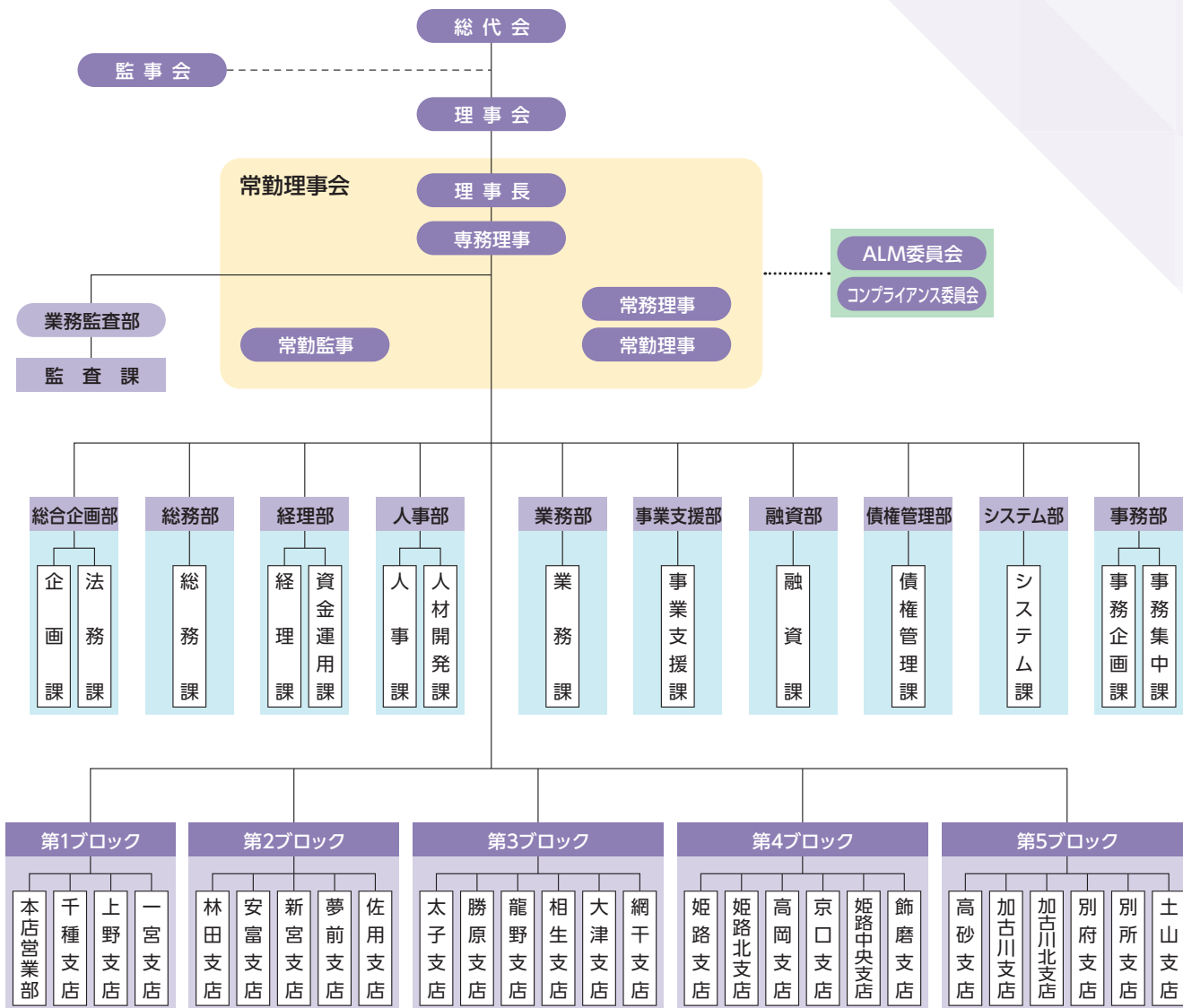
※氏名の後の数字は総代への就任回数

総代の属性別構成比



※年代別の構成比は、個人総代の年齢によるもの
 ※業種別の構成比は、法人・法人役員・個人事業主によるもの
 ※構成比は、単位未満の端数を切り捨てて表示しております

組織体制



役員一覧

理事長 (代表理事)	桑垣 喜一	
専務理事 (代表理事)	飯塚 裕二	総務部長兼人事部担当
常務理事	石原 政司	総合企画部長兼業務監査部・コンプライアンス担当
常務理事	平山 敬司	業務部兼事業支援部担当
常務理事	片桐 幸之助	経理部担当
常勤理事	杉本 勝則	事務部兼マネー・ローンダリング担当
常勤理事	田中 剛	融資部長兼債権管理部長
常勤理事	早川 順一	システム部長

理事 ^(※1)	本條 昇
理事 ^(※1)	秋田 博史
常勤監事	小倉 久秋
員外監事 ^(※2)	橋本 敬司
員外監事 ^(※2)	三木 一志

(令和7年6月末現在)

(※1) 本條昇、秋田博史は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。

(※2) 橋本敬司、三木一志は、信用金庫法第32条5項に定める員外監事です。

子会社等の状況

■会社名	にししんビジネス(株)
■設立年月日	平成7年7月21日
■所在地	兵庫県宍粟市山崎町山崎190番地
■当金庫の株式等の所有割合	100%
■電話番号	0790-62-9253

■資本金	1,000万円
■子会社等の株式等の所有割合	—%
■主業務内容	広告宣伝物販売・事務用品販売・受託計算業務・その他

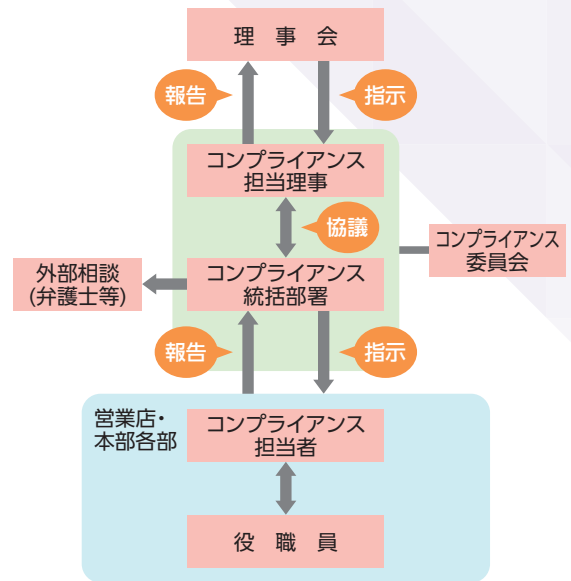
コンプライアンス(法令等遵守)の態勢

昨今の金融機関を取り巻く環境は激変しており、この環境に対応するためには従来にも増して役職員一人ひとりが日常の行動において法を守り、社会の規範や正義から逸脱することがないよう、さらに一層高い道徳観、倫理観に根ざした企業活動を行うことが必要となります。

そこで、当金庫におきましては、法令等遵守の徹底を図るために「倫理規程」「法令等遵守マニュアル」を制定し、コンプライアンスプログラムに従って役員から各職員にいたるまで研修を実施し、また、日常においても勉強会を行い、企業倫理の高揚を図っています。

さらに、これらの態勢を維持強化するために当金庫ではコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンス担当理事を中心として、本部にコンプライアンス統括部署を置き、各部、各営業店にはコンプライアンス担当者を配置し、報告、指示がスムーズに行われるようしております。

当金庫は、信用金庫としての社会的役割、責任を自覚し、行動規範に基づく事業活動により地域社会とともに成長し、発展し続けます。



反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、信用金庫の持つ社会的責任と公共的使命を果たすため、反社会的勢力に対し毅然とした態度で臨み、断固たる態度でその関係を遮断し排除していくことにより、公共の信頼を維持し、業務の適切性及び健全性の確保に努めます。

1. 反社会的勢力による不当要求には、代表理事以下、組織全体で対応し迅速な問題解決に努めます。
2. 反社会的勢力による不当要求に対応して役職員の安全を確保します。
3. 反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力団追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
4. 反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
5. 反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。
6. 反社会的勢力による不当要求が、不祥事を理由とする場合であっても、事実を隠ぺいするための裏取引は絶対に行いません。
7. 反社会的勢力への資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。

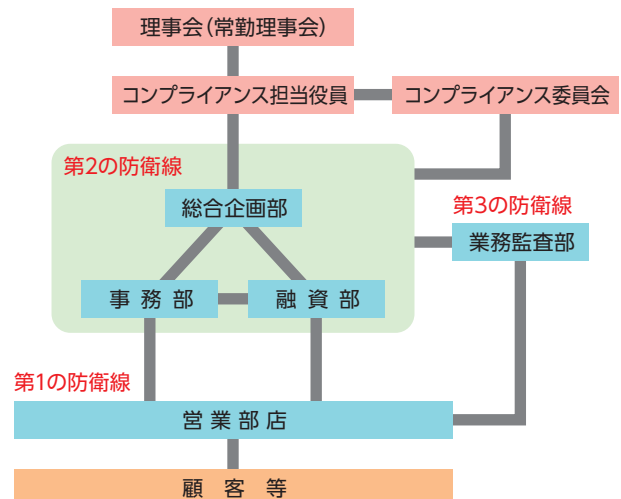
※本方針において「反社会的勢力」とは、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求し、または市民社会の秩序や安全に脅威を与える集団または個人をいいます。

※暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等といった属性要件とともに、暴力的な要求行為または法的な責任を超えた不当要求行為等の行為要件にも着目して判断します。

マネー・ローンダリング等の防止に向けた対応

犯罪収益の收受・隠匿等の不正行為やテロ資金供与等の反社会的行為を防ぐため、基本的な対応方針等を定め、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与等(以下 マネロン等)の定義付けをしたうえで基本原則、組織体制、並びに対応項目等を明確にしています。当金庫のマネロン等防止に係る体制は右のとおりです。

また、当金庫は、マネロン等の防止に向け、組織的な対応の重要性を全役職員が常に認識するとともに、管理態勢を整備・確立し、有効に機能させるために遵守すべき基本方針を「マネロン等の防止に係る基本方針」として定めています。さらに、マネロン等から当金庫の顧客等を守るため、顧客等の受入・謝絶に係る方針を「顧客受入方針」として定め、この方針に基づき、その適切な運営を行っています。



お客さま保護への取組み

お客さま本位の業務運営に関する取組方針

当金庫の経営理念および行動規範に基づき、より一層のお客さま本位の業務運営を実現するため、「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」を策定し、公表しています。

金融商品にかかる勧誘方針

金融商品に係る勧誘方針は、「金融サービスの提供に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正な確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客さまの知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客さまご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客さまに適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客さまに対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

金融ADR制度への対応

当金庫は、お客さまからの相談・苦情・紛争等(以下「苦情等」という。)を営業店または業務部で受け付けています。

1. 苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえ、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
2. 事実関係を把握したうえで、営業店、関係部署等とも連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。
3. 苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。苦情等は営業店または次の担当部署へお申し出ください。

西兵庫信用金庫 業務部	住 所	〒671-2595 兵庫県宍粟市山崎町山崎190
	電話番号	0120-86-2440
	受付日時	午前9時～午後5時（当金庫の窓口休業日を除く）

4. 当金庫のほかに、(一社)全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは当金庫業務部にご相談ください。

全国しんきん相談所 (一社)全国信用金庫協会	住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7
	電話番号	03-3517-5825
	受付日時	信用金庫休業日を除く 午前9時～午後5時

5. 兵庫県弁護士会、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当金庫業務部または上記全国しんきん相談所へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。

名 称	兵庫県弁護士会紛争解決センター	東京弁護士会紛争解決センター	第一東京弁護士会仲裁センター	第二東京弁護士会仲裁センター
住 所	〒650-0016 神戸市中央区橋通1丁目4番3号 兵庫県弁護士会館内	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
電話番号	078-341-8227	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付日時	月～金(祝日、お盆、年末年始除く) 9:00～17:00	月～金(祝日、年末年始除く) 9:30～12:00、13:00～16:00	月～金(祝日、年末年始除く) 10:00～12:00、13:00～16:00	月～金(祝日、年末年始除く) 9:30～12:00、13:00～17:00

個人情報保護への取組み

当金庫は、お客さまからの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報及び個人番号(以下「個人情報等」といいます。)の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)及び金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

主な業務のご案内

当金庫では、お客さまに最良の金融サービスを提供し信頼に応えられるよう、お客さまの様々なライフステージに応じたサービス・商品をご用意しております。期間限定商品のお取り扱いもございますので、当金庫ホームページまたはお取引店舗へご確認ください。

預金業務

お財布代わりの普通預金、将来に向けて計画的に積み立てる定期積金、まとまった資金を一定期間運用する定期預金などをお取り扱いしています。

- 当座預金
- 普通預金
- 総合口座
- 無利息型普通預金
- 貯蓄預金
- 通知預金
- 定期積金
- 定期預金 等

融資業務

お客さまが事業で必要とされる資金をはじめ、個人向けのご融資など、様々な融資商品を取り揃えております。個人向けローンには、快適な住まいのお手伝いをする各種住宅ローン、お取引の内容により金利を優遇する「マイカーローン」、「教育ローン」、「カードローン」など、お客さまのご要望にお応えできる商品をご用意しております。

また、政府系金融機関の委託を受け、日本政策金融公庫、住宅金融支援機構などの資金を貸し出しする代理業務も取り扱っております。

- 事業者さま向け ○手形割引 ○手形貸付 ○証書貸付 ○当座貸越 等

- 個人のお客さま向け ○個人ローン(マイカー・教育・リフォーム等)
- 住宅ローン ○フリーローン ○カードローン 等

サービス

インターネットバンキングをはじめとして、毎日の暮らしの中で便利でお役に立つサービスをご用意しております。

- キャッシュサービス
- デビットカードサービス
- 公共料金等の自動支払
- 自動送金サービス
- ネット口座振替受付サービス
- 個人インターネットバンキング
- でんさいネット(電子記録債権)
- 貸金庫
- 職域サポート制度
- しんきんATMゼロネットサービス
- クレジットカードサービス
- 給与・年金受取サービス
- 口座振替受付サービス
- にしんアプリ通帳
- 法人インターネットバンキング
- しんきん電子マネーチャージサービス
- 夜間金庫
- サッカーくじ払戻し業務

その他の業務

- 国債窓口販売
- 投資信託窓口販売
- 国民年金基金併營業務
- 個人型確定拠出年金(しんきんiDeCo)
- 損害保険窓口販売
- 生命保険窓口販売
- 共済窓口販売
- 信託契約代理店業務

事業者さま向け融資商品・各種サービス

にしん創業サポート融資

- 日本政策金融公庫連携融資制度
- 新たに事業を開始する方への融資制度
- 最高500万円までご利用可能です

産学連携による中小企業者の課題解決支援

- 当金庫は「兵庫県立大学」と産学連携協定を締結しています
- 新技術・新製品開発に取組まれる方などに、兵庫県立大学が持つ技術や知識を活用いただけます

協調融資スクラム

- 日本政策金融公庫連携融資制度
- 新たに事業を開始する方も、既に事業を営んでいる方も対象
- 最高1億円までご利用可能(ただし、当金庫と日本政策金融公庫の融資総額)

専門家派遣支援

- お客さまが抱える経営上の課題解決のお手伝いをするために、各分野の専門家派遣制度をご案内します
- 兵庫県信用保証協会、よろず支援拠点、中小企業119などの専門家派遣制度が利用いただけます

企業総合賠償責任保険

- お客さまのニーズに合わせて、プランとオプション補償をお選びいただけます

各種補助金等申請支援

- お客さまの積極的な事業展開をサポートするために、各種補助金・助成金等の申請をお手伝いします

個人のお客さま向け融資商品

目的ローン

- 教育資金
ご子弟の入学金・授業料等の教育費用にご利用いただけます
 - ・しんきん教育プラン
 - ・しんきん教育カードローン
 - ・にしんジャックス教育ローン
- マイカー資金
新車・中古車などのマイカー購入や、車検・修理等の費用にご利用いただけます
 - ・しんきんカーライフプラン
 - ・にしんジャックス新マイカーローン
- リフォーム資金
子供部屋の増築、キッチン・お風呂などの水回りのリフォーム費用等にご利用いただけます
 - ・しんきんリフォームプラン
 - ・にしんジャックス新リフォームローン

住宅ローン関連

- 住宅の購入・新築・増改築・リフォーム、住宅用地の購入、諸経費や他の金融機関からの借換えにご利用いただけます
- 担保が不要で最大2,000万円までお借入れ可能な無担保住宅ローンもご用意しています

お使いみち自由なローン

- フリーローン
お使いみち自由でおまとめも可能です
 - ・しんきんフリーローン **WEB完結**
 - ・にしんフリーローン《プラス》
 - ・にしんフリーローンモア
 - ・ジャックス住宅所有者限定フリーローン
- カードローン
極度額の範囲内で繰り返しご利用いただけます
 - ・しんきんカードローン
 - ・にしんきゃっするⅡカードローン

一年間の出来事

令和6年

4月 1日	新入職員25名入庫	11月23日	にししんクラブ講演会
6月22日	本店北側ショーウィンドウディスプレイ展示 (山崎高校・龍野北高校 年4回改装)	11月26日	夢前支店開店40周年特別感謝デー  夢前支店40周年感謝デー
7月 8日	事業承継個別相談会(年3回実施) にししんクラブ連合会正副会長会議	11月27日	姫路地区ゴルフコンペ
7月18日	宍粟市教育関連図書カード寄贈式	12月 3日	高砂支店開店50周年特別感謝デー  高砂支店50周年感謝デー
9月 3日	にししん年金友の会「年金旅行」第1班	12月 8日	お客様親睦旅行(第2班)
9月 9日	にししん年金友の会「年金旅行」第2班	12月19日	新宮支店開店60周年特別感謝デー  新宮支店60周年感謝デー
10月23日	にししんクラブゴルフコンペ		
11月13日	東部地区ゴルフコンペ		
11月17日	お客様親睦旅行(第1班)		
11月20日	揖龍地区ゴルフコンペ		
11月21日	別府支店開店20周年特別感謝デー  別府支店20周年感謝デー		

令和7年

1月17日	兵庫県立大学SDGs発表会	2月20日	たつの市民病院機構、高砂市民病院 車椅子寄贈式  たつの市民病院機構 車椅子寄贈式
1月29日	にししんクラブ生成AI活用セミナー		 高砂市民病院車椅子寄贈式
2月 1日	新春総代経営講演会・臨時総代会  新春総代経営講演会・臨時総代会	2月21日	中小企業家同友会勉強会
2月 4日	JUMP UP SHISO	2月25日	はりま姫路総合医療センター 車椅子寄贈式  はりま姫路総合医療センター 車椅子寄贈式
2月 8日	Out of KidZania in 姫路獨協大学		
2月12日	公立宍粟総合病院 車椅子寄贈式		
2月13日	総代選考委員会		
2月17日	加古川市民病院、相生市民病院 車椅子寄贈式  加古川市民病院車椅子寄贈式 相生市民病院車椅子寄贈式	3月 6日	加古川支店改装記念特別感謝デー  加古川支店改装記念特別感謝デー

にしんのあゆみ

昭和

23年 8月	産業組合法に基づき「保証責任山崎信用組合」設立
24年12月	市街地信用組合法に基づき「山崎信用組合」に改組
25年 4月	中小企業等協同組合法に基づき「山崎信用組合」に改組
26年 4月	千種支店開設
8月	宍粟信用組合に名称変更
9月	上野支店開設
12月	信用金庫法に基づき「宍粟信用金庫」に改組
30年 9月	一宮支店開設
33年 5月	安富支店開設
34年 5月	創立10周年式典挙行(預金量6.7億円)
39年12月	新宮支店開設
44年 2月	姫路支店開設
5月	創立20周年式典挙行(預金量62億円)
45年12月	太子支店開設
47年12月	「西兵庫信用金庫」に名称変更
12月	姫路北支店開設
49年12月	高砂支店開設
54年 5月	山崎190番地へ本店新築移転
5月	創立30周年式典挙行(預金量473億円)
9月	預金量500億円達成
12月	高岡支店開設
56年 4月	勝原支店開設
57年 4月	京口支店開設
5月	にしんクラブ(若手経営者)結成
58年11月	加古川支店開設
59年11月	夢前支店開設
60年 4月	安富支店林田出張所開設
61年 2月	預金量1,000億円達成
62年10月	加古川北支店開設

平成

元年 5月	創立40周年式典挙行(預金量1,330億円)
11月	林田支店開設(旧、安富支店林田出張所)
2年 6月	預金量1,500億円達成
12月	龍野支店開設
4年10月	「財団法人にしん地域振興財団」設立
12月	相生支店開設
5年 4月	サキランド出張所開設
6年 6月	預金量2,000億円達成

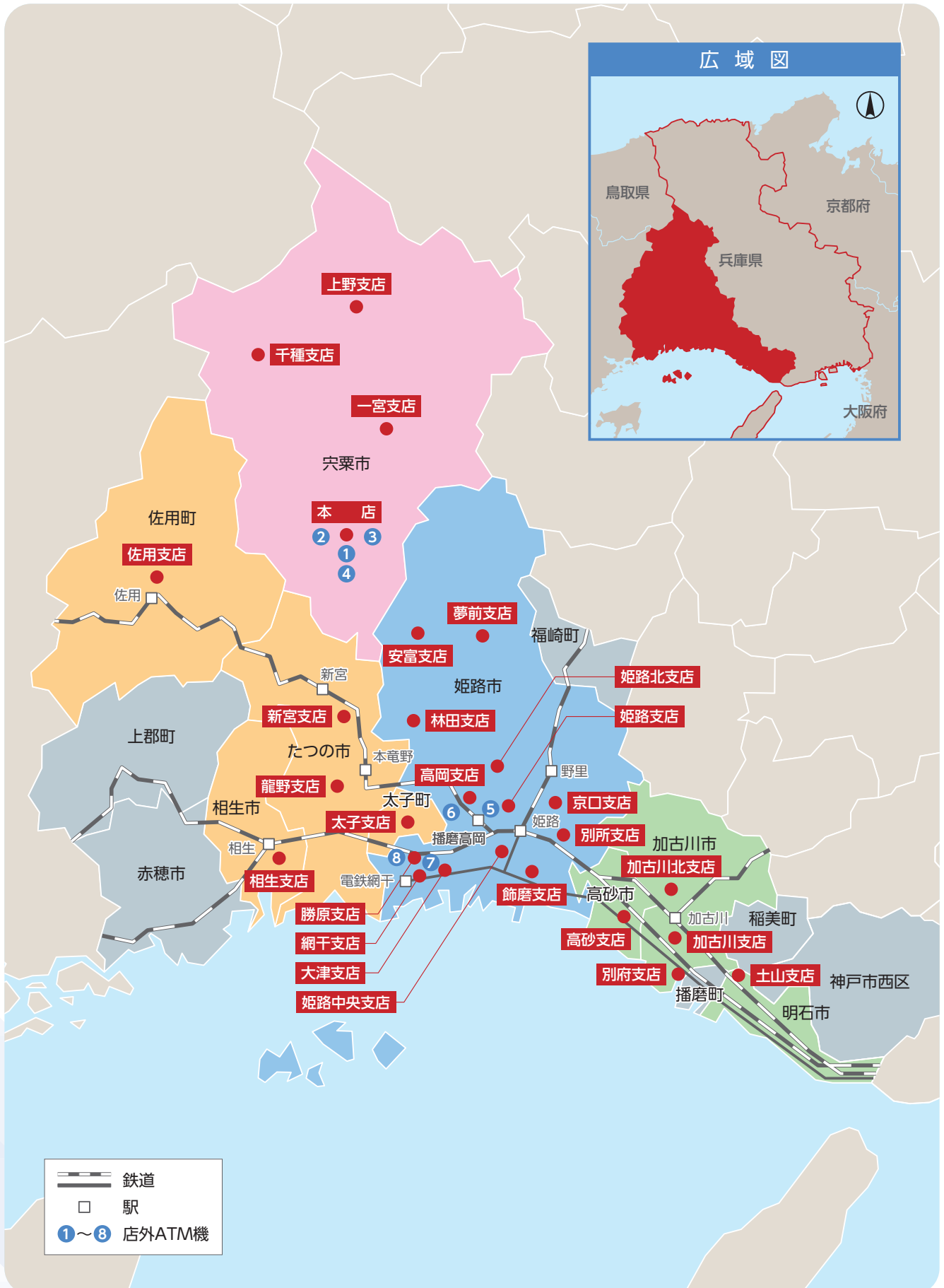
7年 7月	にしんビジネス(株)設立
8年12月	姫路中央支店開設
10年 8月	創立50周年
12月	預金量2,500億円達成
12年12月	山崎町指定金融機関業務取扱開始
13年 3月	飾磨支店開設
15年 4月	預金量3,000億円達成
16年 4月	別府支店開設
5月	法人インターネットバンキング取扱開始
17年 4月	宍粟市指定金融機関業務取扱開始
5月	兵庫県立大学と産学連携協定締結
18年11月	大津支店開設
19年 4月	預金量3,500億円達成
12月	佐用支店開設
20年 8月	にしんJ-CLUB発会式
8月	創立60周年
22年 5月	預金量4,000億円達成
23年 3月	別所支店開設
24年12月	経営革新等支援機関として認定
25年 2月	でんさいネット取扱開始
4月	土山支店開設
26年 1月	NISA(少額投資非課税制度)取扱開始
27年 9月	宍粟市、宍粟市商工会、(株)日本政策金融公庫と「創業支援等に係る業務連携・協力に関する協定」締結
28年 2月	「しそうビジネスサポート2016」開催
29年 3月	信託契約代理業の登録
9月	預金量4,500億円達成
30年 1月	「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」公表
6月	宍粟市、宍粟市商工会と「包括連携協定」締結
8月	創立70周年
31年 4月	兵庫県中小企業家同友会と連携協定締結

令和

2年 1月	「西兵庫信用金庫SDGs宣言」を公表
2年 4月	網干支店開設
2年 8月	預金量5,000億円達成
4年 2月	アプリ通帳取扱開始
5月	宍粟警察署と「特殊詐欺等の犯罪被害の防止に関する連携協定」締結
6年 2月	オンラインネットワーク機器等をデータセンター移設
3月	にしんまちづくりファンド設立

事務所の名称及び所在地

営業地区・店舗網



店舗一覧 (令和7年6月30日現在)

地区	店名	住所	TEL	キャッシュコーナー稼働時間		
				平日	土・日・祝日	
西播磨エリア	宍粟地区	本店	〒671-2595 宍粟市山崎町山崎190	0790-62-2020	8:45~17:00	—
		千種支店	〒671-3201 宍粟市千種町千草85	0790-76-2010	8:00~20:00	9:00~17:00
		上野支店	〒671-4221 宍粟市波賀町上野208-9	0790-75-2010	8:00~20:00	9:00~17:00
		一宮支店	〒671-4131 宍粟市一宮町安積1357-7	0790-72-0660	8:00~20:00	9:00~17:00
	揖保佐用地区	新宮支店	〒679-4313 たつの市新宮町新宮769-1	0791-75-1315	8:00~20:00	9:00~17:00
		太子支店	〒671-1561 揖保郡太子町鶴27-1	079-277-1881	8:00~20:00	9:00~17:00
		龍野支店	〒679-4167 たつの市龍野町富永491-4	0791-62-2080	8:00~21:00	9:00~19:00
		相生支店	〒678-0023 相生市向陽台6-4	0791-22-2488	8:00~20:00	9:00~17:00
	佐用支店	〒679-5301 佐用郡佐用町佐用216-1	0790-82-0240	8:00~20:00	9:00~17:00	
中播磨エリア	姫路地区	林田支店	〒679-4221 姫路市林田町林谷569-1	079-261-2222	8:00~20:00	9:00~17:00
		安富支店	〒671-2401 姫路市安富町安志1127-4	0790-66-2400	8:00~20:00	9:00~17:00
		姫路支店	〒670-0046 姫路市東雲町4丁目6-1	079-297-1210	8:00~20:00	9:00~17:00
		姫路北支店	〒670-0074 姫路市御立西5丁目14-1	079-298-0221	8:00~21:00	9:00~19:00
		高岡支店	〒670-0061 姫路市西今宿3丁目9-1	079-298-1151	8:00~21:00	9:00~19:00
		勝原支店	〒671-1213 姫路市勝原区宮田171-1	079-274-2020	8:00~20:00	9:00~17:00
		京口支店	〒670-0844 姫路市城東町野田1-7	079-223-2440	8:00~20:00	9:00~17:00
		夢前支店	〒671-2103 姫路市夢前町前之庄1173-1	079-336-2345	8:00~21:00	9:00~19:00
		姫路中央支店	〒672-8071 姫路市飾磨区構4丁目63-3	079-233-5200	8:00~21:00	9:00~19:00
		飾磨支店	〒672-8038 姫路市飾磨区阿成鹿古265	079-235-2424	8:00~21:00	9:00~19:00
		大津支店	〒671-1131 姫路市大津区天神町1丁目80	079-239-3300	8:00~21:00	9:00~19:00
		別所支店	〒671-0221 姫路市別所町別所2丁目69-5	079-253-6226	8:00~21:00	9:00~19:00
		網干支店	〒671-1252 姫路市網干区垣内東町151-2	079-272-2440	8:00~21:00	9:00~19:00
東播磨エリア	高砂・加古川・明石地区	高砂支店	〒676-0005 高砂市荒井町御旅2丁目10-2	079-443-1313	8:00~21:00	9:00~19:00
		加古川支店	〒675-0031 加古川市加古川町北在家2237	079-424-2424	8:00~21:00	9:00~19:00
		加古川北支店	〒675-0067 加古川市加古川町河原172-2	079-421-2424	8:00~20:00	9:00~17:00
		別府支店	〒675-0123 加古川市別府町朝日町3-1	079-435-0088	8:00~20:00	9:00~17:00
		土山支店	〒674-0074 明石市魚住町清水2362-187	078-942-1212	8:00~21:00	9:00~19:00

店外キャッシュサービスコーナー (令和7年6月30日現在)

出張所名	キャッシュコーナー稼働時間	
	平日	土・日・祝日
①本店南口出張所	8:00~21:00	9:00~19:00
②宍粟総合病院出張所	9:00~17:30	—
③宍粟市役所出張所	8:30~18:00	—
④サキランド出張所	9:00~21:00	9:00~20:00
⑤コープ田寺出張所	8:00~20:00	9:00~17:00
⑥姫路赤十字病院出張所	8:00~20:00	9:00~17:00
⑦イオンモール姫路大津出張所	9:00~21:00	9:00~19:00
⑧ツカザキ病院出張所	9:00~17:00	9:00~17:00(土曜日のみ)

ディスクロージャー誌のホームページでの閲覧に係るご案内

西兵庫信用金庫の現況2025は、当金庫ホームページにも掲載しておりますので、下記ウェブサイトからご覧ください。

●当金庫のウェブサイト (ディスクロージャー誌の掲載ページ)

<https://www.shinkin.co.jp/nisisin/company/disclosure/index.html>

なお、スマートフォン等からは、
こちらでもアクセス
することができます。



資料編

資料編目次

主な事業の内容……………	23	貸出金に関する指標……………	30
貸借対照表……………	24	有価証券等に関する指標……………	31
損益計算書及び剰余金処分計算書……………	25	自己資本の充実の状況 （自己資本比率規制の第3の柱）……………	33
貸借対照表注記、損益計算書注記……………	26	役職員の報酬体系の開示……………	49
主要な業務の状況を示す指標……………	29	手数料一覧（消費税込み）……………	50
預金に関する指標……………	29		

主な事業の内容

- 預金及び定期積金の受け入れ
- 資金の貸付け及び手形の割引
- 為替取引
- 上記1～3の業務に付随する次に掲げる業務その他の業務
 - 債務の保証又は手形の引受け
 - 有価証券（(5)に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するものを除く。）の売買（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）又は有価証券関連デリバティブ取引（投資の目的をもってするものに限る。）
 - 有価証券の貸付け
 - 国債証券、地方債証券若しくは政府保証債券（以下「国債証券等」という。）の引受け（売出しの目的をもってするものを除く。）並びに当該引受けに係る国債証券等の募集の取扱い及びはね返り玉の買取り
 - 金銭債権の取得又は譲渡及びこれに付随する業務
 - 次に掲げる者の業務の代理
株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人勤労者退職金共済機構、日本銀行、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人中小企業基盤整備機構、西日本建設業保証株式会社、日本酒造組合中央会、一般社団法人しんきん保証基金、年金積立金管理運用独立行政法人、公益社団法人全国市街地再開発協会、独立行政法人福祉医療機構、一般社団法人全国石油協会
 - 次に掲げる者の業務の代理又は媒介（内閣総理大臣が定めるものに限る。）
金庫（信用金庫及び信用金庫連合会）
 - 信託会社又は信託業務を営む金融機関の業務の代理又は媒介（内閣総理大臣が定めるものに限る。）
信金中央金庫、株式会社りそな銀行
 - 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
 - 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
 - 振替業
 - 両替
 - デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）であって信用金庫法施行規則で定めるもの（(5)に掲げる業務に該当するものを除く。）
 - 金融等デリバティブ取引（(5)及び(12)に掲げる業務に該当するものを除く。）
 - 有価証券関連店頭デリバティブ取引（当該有価証券関連店頭デリバティブ取引に係る有価証券が(5)の証書をもって表示される金銭債権に該当するもの以外のものである場合には差金の授受によって決済されるものに限る。）（(2)の業務に該当するものを除く。）
 - 地域活性化等業務（信用金庫法施行規則で定めるもの）
 - 金の取扱い
- 国債証券、地方債証券、政府保証債券その他の有価証券について金融商品取引法により信用金庫が営むことのできる業務（上記4により行う業務を除く。）
- 法律により信用金庫が営むことのできる業務
 - 保険業法（平成7年法律第105号）第275条第1項により行う保険募集
 - 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第9条の7の5第1項により行う共済募集
 - 地方債又は社債その他の債券の募集又は管理の受託
 - 確定拠出年金法（平成13年法律第88号）により行う業務
 - 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）の定めるところにより、高齢者居住支援センターからの委託を受けて行う債務保証の申込の受付及び保証債務履行時の事務等（債務の保証の決定及び求償権の管理回収業務を除く。）
 - 電子記録債権法（平成19年法律第102号）第58条第2項の定めるところにより、電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録業に係る業務
 - 中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律（令和3年法律第80号）第54条第1項により行う共済募集

貸借対照表

貸借対照表(資産の部)

(単位：百万円)

資産勘定	令和6年3月31日現在	令和7年3月31日現在
■資産の部		
現金	3,960	3,246
預け金	157,017	166,746
買入金銭債権	575	248
有価証券	186,960	178,751
国債	23,193	19,574
地方債	20,271	18,088
社債	73,804	74,070
株式	3,043	2,857
その他の証券	66,647	64,160
貸出金	219,009	222,499
割引手形	1,563	736
手形貸付	9,896	9,000
証書貸付	201,992	206,468
当座貸越	5,557	6,293
その他資産	3,735	3,728
未決済為替貸	292	168
信金中金出資金	2,761	2,761
前払費用	34	41
未収収益	591	692
その他の資産	55	63
有形固定資産	5,518	5,503
建物	1,533	1,563
土地	3,566	3,566
リース資産	147	120
建設仮勘定	-	14
その他の有形固定資産	270	239
無形固定資産	75	70
ソフトウエア	15	11
その他の無形固定資産	59	59
前払年金費用	-	22
繰延税金資産	3,809	5,867
債務保証見返	3,228	2,748
貸倒引当金	△2,982	△2,902
(うち個別貸倒引当金)	(△2,808)	(△2,732)
資産の部合計	580,908	586,532

貸借対照表(負債及び純資産の部)

(単位：百万円)

負債及び純資産勘定	令和6年3月31日現在	令和7年3月31日現在
■負債の部		
預金積金	535,842	545,570
当座預金	22,092	20,427
普通預金	228,076	231,196
貯蓄預金	230	237
通知預金	300	908
定期預金	266,328	274,537
定期積金	16,230	14,238
その他の預金	2,583	4,025
その他負債	1,434	1,401
未決済為替借	386	205
未払費用	160	308
給付補填備金	1	1
未払法人税等	416	379
前受収益	133	150
払戻未済金	1	1
払戻未済持分	4	1
職員預り金	119	112
リース債務	165	139
資産除去債務	12	13
その他の負債	31	86
賞与引当金	142	155
役員賞与引当金	13	13
退職給付引当金	105	-
役員退職慰労引当金	234	263
睡眠預金払戻損失引当金	8	5
偶発損失引当金	420	463
債務保証損失引当金	6	6
債務保証	3,228	2,748
負債の部合計	541,438	550,629

■純資産の部

出資金	969	969
普通出資金	969	969
利益剰余金	45,630	46,972
利益準備金	969	969
その他利益剰余金	44,661	46,002
特別積立金	43,019	44,319
(圧縮積立金)	(19)	(19)
当期未処分剰余金	1,641	1,682
会員勘定合計	46,600	47,941
その他有価証券評価差額金	△7,129	△12,038
評価・換算差額等合計	△7,129	△12,038
純資産の部合計	39,470	35,903
負債及び純資産の部合計	580,908	586,532

※記載金額で「-」は、該当金額なしを表示しております。

※記載金額で「0」は、該当金額があるものの単位未満の額を表示しております。

※記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書及び剰余金処分計算書

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	令和5年度		令和6年度	
	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日
経常収益	6,974	7,321		
資金運用収益	5,947	6,290		
貸出金利息	3,691	3,759		
預け金利息	385	648		
有価証券利息配当金	1,816	1,827		
その他の受入利息	54	55		
役務取引等収益	655	674		
受入為替手数料	320	330		
その他の役務収益	335	344		
その他業務収益	110	91		
外国通貨売買益	0	-		
国債等債券売却益	-	16		
国債等債券償還益	0	0		
その他の業務収益	109	73		
その他経常収益	260	264		
貸倒引当金戻入益	42	58		
償却債権取立益	0	0		
株式等売却益	216	205		
その他の経常収益	0	0		
経常費用	5,133	5,429		
資金調達費用	74	234		
預金利息	69	227		
給付補填備金繰入額	0	1		
その他の支払利息	3	5		
役務取引等費用	578	599		
支払為替手数料	98	101		
その他の役務費用	480	498		
その他業務費用	544	653		
外国通貨売却損	-	0		
国債等債券売却損	120	312		
国債等債券償還損	227	211		
国債等債券償却	194	127		
その他の業務費用	1	1		
経 費	3,827	3,814		
人件費	2,457	2,429		
物件費	1,242	1,254		
税金	127	130		
その他経常費用	108	127		
貸出金償却	0	-		
貸倒引当金繰入額	-	-		
株式等売却損	5	-		
株式等償却	-	-		
偶発損失引当金繰入額	-	-		
その他の経常費用	103	127		
経常利益	1,841	1,892		
特別利益	-	-		

(単位：百万円)

科 目	令和5年度		令和6年度	
	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日
特別損失	3	0		
固定資産処分損	3	0		
税引前当期純利益	1,837	1,891		
法人税、住民税及び事業税	546	510		
法人税等調整額	△43	0		
法人税等合計	503	511		
当期純利益	1,334	1,380		
繰越金（当期末首残高）	307	302		
当期末処分剰余金	1,641	1,682		

剰余金処分計算書

(単位：百万円)

科 目	令和5年度		令和6年度	
	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日
当期末処分剰余金	1,641	1,682		
積立金取崩額	0	0		
利益準備金限度超過取崩額	0	0		
剰余金処分額	1,338	1,338		
利益準備金	-	-		
普通出資に対する配当金	38	38		
特別積立金	1,300	1,300		
繰越金（当期末首残高）	302	344		

※記載金額で「-」は、該当金額なしを表示しております。

※記載金額で「0」は、該当金額があるものの単位未満の額を表示しております。

※記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

会計監査

令和5年度、令和6年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。

本ディスクロージャー誌の財務諸表は、上記の計算書類等に基づき記載内容を一部追加・変更するとともに、様式を一部変更して作成しております。

財務諸表の正確性に係る内部監査の有効性の確認

令和6年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という）の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

令和7年6月17日

西兵庫信用金庫 理事長

桑垣 喜一

貸借対照表注記

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 「買入金銭債権」中の信託受益権の評価は、上記2. と同じ方法により行っております。
4. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 30年～50年
その他 5年～10年
5. 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
6. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。
7. 外貨建資産は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
8. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。
また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額が一定額以上の債権は、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てており、その他の債権は、当該キャッシュ・フローによる回収可能額を総合的に判断して算出した金額と債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー控除法）により引き当てております。
上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店が資産査定を実施し、当該部署から独立した融資部が査定結果を検証しております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は538百万円であります。
9. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
10. 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 11-1. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。
数理計算上の差異…各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から損益処理
- 11-2. 当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

①制度全体の積立状況に関する事項（令和6年3月31日現在）	
年金資産の額	1,832,300百万円

年金財政計算上の数理債務の額と	
最低責任準備金の額との合計額	1,853,684百万円
差引額	△ 21,384百万円
②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合 （自令和6年3月1日至令和6年3月31日）	0.3116%

③補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高134,623百万円及び別途積立金113,239百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヶ月の元利均等償却であり、当金庫は、当事業年度の損益計算書上、特別掛金60百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

12. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支給に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
13. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。
14. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
15. 債務保証損失引当金は、保証債務の履行に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。
16. 役員取引等収益は、役員提供の対価として受取る収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役員取引等収益」があります。

このうち、受入為替手数料は、為替業務から受取る受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものと、外国為替送金手数料等の外国為替業務に基づくものがあります。

為替業務及びその他の役員取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。

17. 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金 2,902百万円

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として8. に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。当該仮定は不確実性が高く、経済活動の動向や特定の貸出先・業種の将来の業績への影響が変化した場合に、貸倒引当金は増減する可能性があります。

18. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 33百万円
19. 子会社等の株式の総額 10百万円
20. 子会社等に対する金銭債務総額 38百万円
21. 有形固定資産の減価償却累計額 5,620百万円
22. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は貸借対照表の貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものであります。
- | | |
|--------------------|-----------|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 | 2,460百万円 |
| 危険債権額 | 7,684百万円 |
| 三月以上延滞債権額 | 45百万円 |
| 貸出条件緩和債権額 | 217百万円 |
| 合計額 | 10,408百万円 |

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

23. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、736百万円であります。
24. 担保に供している資産は次のとおりであります。
- | | |
|-------------|----------|
| 担保に供している資産 | |
| 有価証券 | 400百万円 |
| 預け金（定期預金） | 200百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | |
| 預金 | 9,453百万円 |
- 上記のほか、為替決済等の取引の担保として、預け金（定期預金）10,000百万円を差し入れております。
25. 出資1口当たりの純資産額 1,851円70銭
26. 金融商品の状況に関する事項

- (1) 金融商品に対する取組方針
当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。
その一環として、デリバティブ取引も行う方針であります。
- (2) 金融商品の内容及びそのリスク
当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。
これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、為替リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
- ①信用リスクの管理
当金庫は、ローン取扱要領及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。
これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣による常勤理事会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。
さらに、与信管理の状況については、総合企画部がチェックしております。
有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、経理部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

- ②市場リスクの管理
- (i)金利リスクの管理
当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。
ALMに関する規程及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において検討し理事会において決定されたリスク管理に関する方針に基づき、ALM委員会において管理状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行い、必要があれば理事会に報告しております。
日常的には総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、金利感応度分析やVaR分析等によりモニタリングを行い、月次ベースでALM委員会に報告しております。

- (ii)為替リスクの管理
当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに為替感応度分析により管理しております。
- (iii)価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、常勤理事会にて承認された資金運用計画に基づき、資金運用規程に従って行われております。
このうち、経理部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの調整を図っております。
これらの情報は、ALM委員会にて定期的に報告されております。

- (iv)デリバティブ取引
デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、デリバティブ取引管理規則に基づき実施する方針であります。
- (v)市場リスクに係る定量的情報
当金庫では、「預け金」「有価証券」「貸出金」及び「預金積金」の市場リスク量をVaRにより月次で計測し管理しております。そのうち「有価証券」については、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当金庫のVaRは分散共分散法（保有期間250日、信頼区間99%、観測期間5年）により算出しており、令和7年3月31日（当事業年度の決算日）現在で当金庫の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で17,337百万円です。

なお、当金庫では、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストを実施しており、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

- ③資金調達に係る流動性リスクの管理
当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

- (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
なお、金融商品のうち貸出金、預金積金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

27. 金融商品の時価等に関する事項
令和7年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の評価技法（算定方法）については（注1）参照）。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。
また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金	166,746		
未収利息(預け金利息)	301		
小 計	167,047	166,335	△712
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	3,819	3,601	△217
その他有価証券	174,908	174,908	—
小 計	178,727	178,510	△217
(3) 貸出金(*1)	222,499		
未収収益(貸出金利息)	137		
貸倒引当金(*2)	△2,732		
小 計	219,904	219,026	△877
金融資産計	565,679	563,871	△1,807
(1) 預金積金(*1)	545,570		
未払費用(預金利息)	144		
小 計	545,714	546,076	361
金融負債計	545,714	546,076	361

(*1) 貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*2) 貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法（算定方法）

金融資産

- (1) 預け金
満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

- (2) 有価証券
株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引証券会社から提示された価格によっております。投資信託は取引所の価格又は公表されている基準価格又は運用会社の提示する価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については28.と29.に記載しております。

- (3) 貸出金
貸出金は、以下の方法により算出し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

①実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額）の合計額から貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除した価額

②①以外の債権については、貸出金の期間（変動金利によるものは次回の金利更改期まで）に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いた価額

金融負債

- (1) 預金積金
要求預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、商品

グループごとに一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
子会社株式(*)	10
非上場株式(*)	13
信金中金出資金(*)	2,761
合 計	2,785

(*) 子会社株式、非上場株式及び信金中金出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金(*1)	53,546	79,700	9,000	24,500
有価証券	6,426	45,948	38,279	64,847
満期保有目的の債券	41	1,455	460	1,861
その他有価証券のうち満期があるもの	6,384	44,493	37,819	62,986
貸出金(*2)	44,889	79,812	44,623	43,048
合 計	104,861	205,460	91,902	132,395

(*1) 満期のない要求払の預け金は「1年以内」に含まれております。

(*2) 貸出金のうち、破綻先及び実質破綻先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めのないものは含めておりません。

(注4) 預金積金の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金(*)	468,041	75,913	0	109
合 計	468,041	75,913	0	109

(*) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。また、延滞・期日経過後預金は含めておりません。

28. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」のほか、「買入金銭債権」が含まれております。以下29.まで同様であります。

満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借 対照表計上額を 超えるもの	国 債	-	-	-
	地方債	557	559	2
	社 債	200	201	1
	その他	400	400	0
	小 計	1,157	1,162	5
時価が貸借 対照表計上額を 超えないもの	国 債	964	836	△128
	地方債	-	-	-
	社 債	300	276	△23
	その他	1,646	1,573	△73
	小 計	2,910	2,685	△225
合 計		4,068	3,848	△220

その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えるもの	株 式	2,490	1,607	883
	債 券	2,703	2,631	72
	国 債	-	-	-
	地方債	1,013	1,010	3
	社 債	1,690	1,621	68
	その他	11,077	10,367	709
	小 計	16,271	14,606	1,664
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えないもの	株 式	366	420	△53
	債 券	107,007	119,240	△12,232
	国 債	18,609	22,222	△3,612
	地方債	16,517	19,400	△2,882
	社 債	71,880	77,617	△5,737
	その他	51,286	57,489	△6,203
	小 計	158,661	177,150	△18,489
合 計		174,932	191,757	△16,824

29. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株 式	589	205	-
債 券	2,360	16	271
国 債	2,360	16	271
地方債	-	-	-
社 債	-	-	-
その他	41	-	41
合 計	2,991	221	312

30. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、15,842百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが6,379百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

31. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

(単位：百万円)

貸倒引当金	636
退職給付引当金	-
減価償却費	49
その他有価証券評価差額金	4,786
その他	428
繰延税金資産小計	5,900
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△18
繰延税金資産合計	5,882
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立額	△7
前払年金費用	△6
その他	△0
繰延税金負債合計	△14
繰延税金資産の純額	5,867

(追加情報)

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)」が令和7年3月31日に成立したことに伴い、令和8年4月1日以降に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来約27.67%から、令和8年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一部差異については28.45%となります。この変更による計算書類等への影響は軽微であります。

損益計算書注記

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
- 子会社との取引による収益総額 600千円
子会社との取引による費用総額 69,786千円
- 出資1口当たり当期純利益金額 71円16銭

主要な業務の状況を示す指標

資金運用収支の内訳

(単位：百万円 %)

	平均残高		利息		利回	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
資金運用勘定	576,786	583,203	5,947	6,290	1.02	1.07
うち貸出金	216,509	217,249	3,691	3,759	1.70	1.73
うち預け金	162,242	165,708	385	648	0.23	0.39
うち有価証券	197,423	196,871	1,816	1,827	0.92	0.92
資金調達勘定	540,370	544,162	74	234	0.01	0.03
うち預金積金	540,370	543,894	70	228	0.01	0.04
うち借入金	-	-	-	-	-	-

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息をそれぞれ控除して表示しております。

受取利息・支払利息の増減

(単位：百万円)

	令和5年度			令和6年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	△15	134	119	22	320	343
うち貸出金	△39	11	△27	13	55	68
うち預け金	10	134	144	13	250	263
うち有価証券	15	△11	4	△5	15	10
うちその他	△1	0	△1	1	0	1
支払利息	△1	△1	△1	1	158	160
うち預金積金	0	△0	△0	1	157	158
うち借入金	-	-	-	-	-	-
うちその他	△0	0	△0	0	1	1

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、利率による増減要因に含めておりません。

業務粗利益・業務純益

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
資金運用収支	5,873	6,056
資金運用収益	5,947	6,290
資金調達費用	74	234
役務取引等収支	77	74
役務取引等収益	655	674
役務取引等費用	578	599
その他業務収支	△433	△561
その他業務収益	110	91
その他業務費用	544	653
業務粗利益	5,516	5,569
業務粗利益率 (%)	0.95	0.95
業務純益	1,725	1,684
実質業務純益	1,725	1,684
コア業務純益	2,267	2,319
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く)	2,258	2,304

(注) 1. 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用を控除して表示しております。

2. 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

3. 業務純益 = 業務収益 - (業務費用 - 金銭の信託運用見合費用)
業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費を含まないこととしています。
また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(又は取崩額)を含みます。

4. 実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。

5. コア業務純益 = 実質業務純益 - 国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

*記載金額で「-」は、該当金額なしを表示しております。

*記載金額で「0」は、該当金額があるものの単位未満の額を表示しております。

*記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

諸比率・諸利回

(単位：%)

	令和5年度	令和6年度
資金運用利回	1.02	1.07
資金調達原価率	0.71	0.75
総資金利鞘	0.31	0.32
総資産経常利益率	0.31	0.32
総資産当期利益率	0.22	0.23
貸出金利回	1.70	1.73
有価証券利回	0.92	0.92
預け金利回	0.23	0.39
預金利回	0.01	0.04
期末預貸率	40.87	40.78
期中平均預貸率	40.06	39.94
期末預証率	34.89	32.76
期中平均預証率	36.53	36.19

(注) 1. 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(除く債務保証見返)平均残高}} \times 100$

2. 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

3. 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

預金に関する指標

預金積金及び譲渡性預金平均残高

(単位：百万円 %)

	令和5年度		令和6年度	
	平均残高	構成比	平均残高	構成比
流動性預金	251,785	46.6	259,242	47.6
うち有利息預金	207,614	38.4	216,887	39.9
定期性預金	286,486	53.0	282,406	51.9
うち固定金利定期預金	268,825	49.7	267,217	49.1
うち変動金利定期預金	138	0.0	134	0.0
その他	2,099	0.4	2,245	0.4
合計	540,370	100.0	543,894	100.0
譲渡性預金	-	-	-	-

(注) 1. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

2. 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金

変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

預金科目別残高

(単位：百万円 %)

科目	令和5年度		令和6年度	
	残高	構成比	残高	構成比
当座預金	22,092	4.1	20,427	3.7
普通預金	228,076	42.6	231,196	42.4
貯蓄預金	230	0.0	237	0.0
通知預金	300	0.1	908	0.2
定期預金	266,328	49.7	274,537	50.3
定期積金	16,230	3.0	14,238	2.6
その他の預金	2,583	0.5	4,025	0.7
合計	535,842	100.0	545,570	100.0

預金者別残高

(単位：百万円 %)

	令和5年度		令和6年度	
	残高	構成比	残高	構成比
個人	405,775	75.7	407,407	74.7
一般法人等	118,030	22.0	119,042	21.8
金融機関	577	0.1	473	0.1
公金	11,460	2.1	18,648	3.4
合計	535,842	100.0	545,570	100.0

定期預金残高

(単位：百万円 %)

	令和5年度		令和6年度	
	残高	構成比	残高	構成比
固定金利定期預金	266,194	99.9	274,405	99.9
変動金利定期預金	134	0.1	132	0.1
その他	-	-	-	-
合計	266,328	100.0	274,537	100.0

貸出金に関する指標

貸出金平均残高

(単位：百万円 %)

	令和5年度		令和6年度	
	平均残高	構成比	平均残高	構成比
割引手形	1,476	0.6	1,086	0.5
手形貸付	10,524	4.8	9,645	4.4
証書貸付	199,178	92.0	201,057	92.5
当座貸越	5,330	2.4	5,459	2.5
合計	216,509	100.0	217,249	100.0

貸出金金利種別残高

(単位：百万円 %)

	令和5年度		令和6年度	
	残高	構成比	残高	構成比
固定金利	85,877	39.2	89,893	40.4
変動金利	133,131	60.7	132,605	59.6
合計	219,009	100.0	222,499	100.0

貸出金使途別残高

(単位：百万円 %)

	令和5年度		令和6年度	
	残高	構成比	残高	構成比
設備資金	84,783	38.7	84,978	38.1
運転資金	134,226	61.2	137,520	61.8
合計	219,009	100.0	222,499	100.0

貸出金の担保別内訳

(単位：百万円 %)

	令和5年度		令和6年度	
	残高	構成比	残高	構成比
当金庫預金積金	8,674	3.9	8,530	3.8
有価証券	215	0.0	172	0.0
動産	188	0.0	147	0.0
不動産	46,171	21.0	44,581	20.0
信用保証協会・信用保険	83,290	38.0	81,846	36.7
保証	23,253	10.6	23,175	10.4
信用	57,215	26.1	64,045	28.7
その他	-	-	-	-
合計	219,009	100.0	222,499	100.0

債務保証見返の担保別内訳

(単位：百万円 %)

	令和5年度		令和6年度	
	残高	構成比	残高	構成比
当金庫預金積金	2	0.0	2	0.0
有価証券	-	-	-	-
動産	-	-	-	-
不動産	1,981	61.3	1,748	63.6
信用保証協会・信用保険	609	18.8	506	18.4
保証	524	16.2	448	16.3
信用	111	3.4	43	1.5
その他	-	-	-	-
合計	3,228	100.0	2,748	100.0

貸出金業種別内訳

(単位：先数 百万円 %)

	令和5年度			令和6年度		
	貸出先数	残高	構成比	貸出先数	残高	構成比
製造業	525	21,396	9.7	484	19,911	8.9
農業、林業	39	897	0.4	37	833	0.3
漁業	2	11	0.0	3	14	0.0
鉱業、採石業、砂利採取業	1	4	0.0	-	-	-
建設業	1,129	27,669	12.6	1,123	27,267	12.2
電気・ガス・熱供給・水道業	5	133	0.0	7	186	0.0
情報通信業	9	46	0.0	8	49	0.0
運輸業、郵便業	102	3,944	1.8	99	3,967	1.7
卸売業、小売業	519	17,716	8.0	526	18,427	8.2
金融業、保険業	28	17,768	8.1	28	19,827	8.9
不動産業	468	35,710	16.3	466	36,897	16.5
物品賃貸業	15	1,175	0.5	15	1,199	0.5
学術研究、専門・技術サービス業	65	825	0.3	70	1,027	0.4
宿泊業	13	987	0.4	10	689	0.3
飲食業	220	2,316	1.0	224	2,198	0.9
生活関連サービス業、娯楽業	217	3,510	1.6	212	2,900	1.3
教育、学習支援業	27	480	0.2	26	493	0.2
医療・福祉	175	6,769	3.0	183	7,764	3.4
その他のサービス業	299	7,857	3.5	277	5,962	2.6
小計	3,858	149,225	68.1	3,798	149,621	67.2
国・地方公共団体等	4	11,959	5.4	6	15,579	7.0
個人（住宅・消費・納税資金等）	12,816	57,824	26.4	11,697	57,298	25.7
合計	16,678	219,009	100.0	15,501	222,499	100.0

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

貸出金償却

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
貸出金償却	0	-

貸倒引当金内訳

(単位：百万円)

区 分		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和5年度	190	173	－	190	173
	令和6年度	173	169	－	173	169
個別貸倒引当金	令和5年度	2,834	2,808	－	2,834	2,808
	令和6年度	2,808	2,732	20	2,787	2,732
合 計	令和5年度	3,024	2,982	－	3,024	2,982
	令和6年度	2,982	2,902	20	2,961	2,902

有価証券等に関する指標

商品有価証券の種類別の平均残高

該当する取引はありません。

有価証券平均残高

(単位：百万円 %)

	令和5年度		令和6年度	
	平均残高	構成比	平均残高	構成比
国 債	25,481	12.9	24,107	12.2
地方債	22,369	11.3	21,523	10.9
短期社債	－	－	－	－
社 債	76,308	38.6	78,403	39.8
株 式	2,098	1.0	1,986	1.0
外国証券	49,757	25.2	50,412	25.6
その他の証券	21,408	10.8	20,436	10.3
合 計	197,423	100.0	196,871	100.0

有価証券の残存期間別残高

令和5年度

(単位：百万円)

	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合 計
国 債	－	－	856	－	1,299	21,037	－	23,193
地方債	880	2,984	2,261	1,952	2,777	9,415	－	20,271
短期社債	－	－	－	－	－	－	－	－
社 債	1,596	6,510	13,832	16,369	11,501	23,993	－	73,804
株 式	－	－	－	－	－	－	3,043	3,043
外国証券	600	3,485	3,938	4,497	3,117	18,417	12,998	47,055
その他の証券	1,223	1,896	2,853	3,500	1,804	1,072	7,242	19,592

令和6年度

(単位：百万円)

	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合 計
国 債	－	－	－	－	1,518	18,055	－	19,574
地方債	1,153	2,764	2,033	1,720	2,496	7,921	－	18,088
短期社債	－	－	－	－	－	－	－	－
社 債	1,424	13,175	15,076	12,803	9,194	22,396	－	74,070
株 式	－	－	－	－	－	－	2,857	2,857
外国証券	2,200	2,683	5,240	3,916	2,700	15,995	12,878	45,614
その他の証券	1,648	3,038	1,938	2,639	1,289	478	7,513	18,546

有価証券の時価情報

売買目的有価証券

該当する取引はありません。

満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	令和5年度			令和6年度		
		貸借対照表計上額(A)	時価(B)	差額(B-A)	貸借対照表計上額(A)	時価(B)	差額(B-A)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	-	-	-	-	-	-
	地方債	599	616	17	557	559	2
	社 債	200	206	6	200	201	1
	その他	201	201	0	400	400	0
	小 計	1,000	1,024	23	1,157	1,162	5
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	962	930	△32	964	836	△128
	地方債	-	-	-	-	-	-
	社 債	-	-	-	300	276	△23
	その他	1,374	1,366	△7	1,646	1,573	△73
	小 計	2,336	2,296	△40	2,910	2,685	△225
合 計	3,336	3,320	△16	4,068	3,848	△220	

(注) 1.時価は期末日における市場価格等に基づいております。
2.上記の「その他」は外国証券です。

その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	令和5年度			令和6年度		
		貸借対照表計上額(A)	取得原価(B)	差額(A-B)	貸借対照表計上額(A)	取得原価(B)	差額(A-B)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	2,742	1,693	1,048	2,490	1,607	883
	債 券	10,973	10,785	187	2,703	2,631	72
	国 債	2,155	2,081	73	-	-	-
	地方債	2,585	2,535	49	1,013	1,010	3
	社 債	6,232	6,168	63	1,690	1,621	68
	その他	17,930	17,091	839	11,077	10,367	709
	小 計	31,645	29,570	2,074	16,271	14,606	1,664
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	301	337	△36	366	420	△53
	債 券	104,534	111,730	△7,196	107,007	119,240	△12,232
	国 債	20,075	22,270	△2,194	18,609	22,222	△3,612
	地方債	17,086	18,775	△1,688	16,517	19,400	△2,882
	社 債	67,372	70,685	△3,312	71,880	77,617	△5,737
	その他	47,717	52,417	△4,699	51,286	57,489	△6,203
小 計	152,553	164,485	△11,932	158,661	177,150	△18,489	
合 計	184,198	194,056	△9,857	174,932	191,757	△16,824	

(注) 1.貸借対照表計上額は期末日における市場価格等に基づいております。
2.上記の「その他」は外国証券及び投資信託等です。
3.市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	10	10
非上場株式	13	13
信金中金出資金	2,761	2,761
合 計	2,785	2,785

運用目的の金銭の信託・その他の金銭の信託

該当する取引はありません。

満期保有目的の金銭の信託

該当する取引はありません。

デリバティブ取引

該当する取引はありません。

自己資本の充実の状況（自己資本比率規制の第3の柱）

連結における事業年度の開示事項

当金庫に関する子会社等は、重要性の原則から判断して連結決算を行うべき子会社ではないことから、連結決算は行っておりませんが、連結自己資本比率等を開示します。また、自己資本比率告示（平成18年3月27日金融庁告示第21号）の第6条第1項第2号イから八までに掲げる控除項目の対象となる会社のうち、規制上の所要自己資本額を下回った会社はございません。

1. 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されています。

当金庫の自己資本調達手段の概要について、発行主体は西兵庫信用金庫、資本調達手段の種類は普通出資、コア資本に係る基礎項目の額に算入された額は969百万円であります。

●自己資本の構成に関する事項

項 目	(単体) (単位：百万円 %)		(連結) (単位：百万円 %)	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
■コア資本に係る基礎項目 (1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	46,561	47,902	46,590	47,932
うち、出資金及び資本剰余金の額	969	969	969	969
うち、利益剰余金の額	45,630	46,972	45,659	47,001
うち、外部流出予定額 (△)	38	38	38	38
うち、上記以外に該当するものの額	-	-	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	197	177	197	177
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	197	177	197	177
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
非支配株主持分のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-	-	-
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	46,759	48,080	46,788	48,109
■コア資本に係る調整項目 (2)				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額	54	50	54	50
うち、のれんに係るものの額	-	-	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	54	50	54	50
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	-	-	-
適格引当金不足額	-	-	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-	-
前払年金費用の額	-	16	-	16
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-	-	-
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-	-	-
特定項目に係る15パーセント基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-	-	-
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	54	66	54	66
■自己資本				
自己資本の額[(イ)-(ロ)](ハ)	46,705	48,013	46,734	48,042

●自己資本の構成に関する事項

(単体) (単位: 百万円 %)

(連結) (単位: 百万円 %)

項 目	(単体) (単位: 百万円 %)		(連結) (単位: 百万円 %)	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
■リスク・アセット等 (3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	218,128	217,467	218,120	217,459
資産 (オン・バランス) 項目	212,475	211,947	212,468	211,938
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額				
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△1,235	△1,223	△1,235	△1,223
うち、上記以外に該当するものの額				
オフ・バランス項目	5,105	4,772	5,105	4,772
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	546	748	546	748
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	0	0	0	0
マーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た金額		-		-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	11,256	10,497	11,256	10,497
信用リスク・アセット調整額	-		-	
フロア調整額		0		0
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-		-	
リスク・アセット等の額の合計額(二)	229,384	227,965	229,376	227,957
■自己資本比率				
自己資本比率[(ハ)/(二)]	20.36%	21.06%	20.37%	21.07%

※自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しまして、自己資本比率は国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っております。また、当金庫は、各エクスポージャーが一分野に集中することなく、リスク分散が図られていると評価しております。

一方、将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。なお、収支計画については、貸出金計画に基づいた利息収入や市場環境を踏まえた運用収益など、足元の状況を十分に考慮した上で策定された収支計画であります。

●自己資本の充実度に関する事項

項 目	(単体)		(単位：百万円)		(連結)		(単位：百万円)	
	令和5年度	令和6年度	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ.信用リスク・アセットの合計額	218,127	8,725	217,467	8,698	218,120	8,724	217,459	8,698
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	218,816	8,752	191,538	7,661	218,809	8,752	191,528	7,661
現金	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	380	15	380	15	380	15	380	15
外国の中央政府及び中央銀行向け	554	22	575	23	554	22	575	23
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	50	2	50	2	50	2	50	2
外国の中央政府等以外の公共部門向け	540	21	310	12	540	21	310	12
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	50	2	50	2	50	2	50	2
我が国の政府関係機関向け	374	14	314	12	374	14	314	12
地方三公社向け	1	0	7	0	1	0	7	0
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	42,972	1,718	48,960	1,958	42,972	1,718	48,960	1,958
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け			1,870	74			1,870	74
カバード・ボンド向け			-	-			-	-
法人等向け	84,295	3,371	62,691	2,507	84,295	3,371	62,691	2,507
中小企業等向け及び個人向け	29,026	1,161			29,026	1,161		
中堅中小企業等向け及び個人向け			19,700	788			19,700	788
トランザクター向け			-	-			-	-
抵当権付住宅ローン	5,727	229			5,727	229		
不動産取得等事業向け	20,684	827			20,684	827		
不動産関連向け			32,644	1,305			32,644	1,305
自己居住用不動産等向け			9,313	372			9,313	372
賃貸用不動産向け			6,492	259			6,492	259
事業用不動産関連向け			16,839	673			16,839	673
その他不動産関連向け			-	-			-	-
ADC向け			-	-			-	-
劣後債権及びその他資本性証券等			13,115	524			13,115	524
三月以上延滞等	1,624	64			1,624	64		
延滞等向け			3,487	139			3,487	139
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞			380	15			380	15
取立未済手形	58	2	33	1	58	2	33	1
信用保証協会等による保証付	1,760	70	1,973	78	1,760	70	1,973	78
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-
出資等	4,144	165			4,134	165		
出資等のエクスポージャー	4,144	165			4,134	165		
重要な出資のエクスポージャー	-	-			-	-		
株式等			6,862	274			6,852	274

●自己資本の充実度に関する事項

項 目	(単体)				(連結)			
	令和5年度		令和6年度		令和5年度		令和6年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
上記以外	26,572	1,062	26,403	1,056	26,574	1,062	26,405	1,056
重要な出資のエクスポージャー			-	-			-	-
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	8,529	341	11,843	473	8,529	341	11,843	473
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	2,761	110	2,768	110	2,761	110	2,768	110
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	2,756	110	-	-	2,756	110	-	-
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	-	-	-	-	-	-	-	-
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー			520	20			520	20
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー	-	-			-	-		
上記以外のエクスポージャー	12,524	500	11,271	450	12,527	501	11,273	450
②証券化エクスポージャー	-	-	-	-	-	-	-	-
証券化								
STC要件適用分	-	-	-	-	-	-	-	-
非STC要件適用分	-	-			-	-		
短期STC要件適用分			-	-			-	-
不良債権証券化適用分			-	-			-	-
STC・不良債権証券化適用対象外分			-	-			-	-
再証券化	-	-	-	-	-	-	-	-
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-	-	-	-	-	-
ルック・スルー方式	-	-	-	-	-	-	-	-
マンドート方式	-	-	-	-	-	-	-	-
蓋然性方式 (250%)	-	-	-	-	-	-	-	-
蓋然性方式 (400%)	-	-	-	-	-	-	-	-
フォールバック方式 (1250%)	-	-	-	-	-	-	-	-
④未決済取引	-	-	-	-	-	-	-	-
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△1,235	△49	△1,223	△48	△1,235	△49	△1,223	△48
⑥CVAリスク相当額をパーセントで除して得た額 (簡便法)	546	21	748	29	546	21	748	29
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	0	0	0	0	0	0
□オペレーショナル・リスク相当額の合計額をパーセントで除して得た額	11,256	450	10,497	419	11,256	450	10,497	419
BI			6,998	279			6,998	279
BIC			839	33			839	33
ハ.単体リスク・アセットの合計額及び単体総所要自己資本額(イ+ロ)	229,384	9,175	227,965	9,118	229,376	9,175	227,957	9,118

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスクアセット等×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産 (派生商品取引)によるものを除く) 並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
5. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております (2023年度計数)。
6. 当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
7. 当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております (2024年度計数)。
8. 単体総所要自己資本額=単体リスク・アセットの合計額 (単体自己資本比率の分母の額) ×4%

3. 信用リスクに関する項目

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化などにより、当金庫の資産の価値が減少ないし消失し、損失を受けるリスクのことをいいます。

当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、安全性、公共性、流動性、成長性、収益性の5原則に則った厳正な与信判断を行なうべく、与信業務の普遍的かつ基本的な理念・指針・規範等を明示した「与信取引の基本的考え方に関する規程 (クレジットポリシー)」を制定し、広く従業員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理を徹底しています。

信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスク分散の他、与信ポートフォリオ管理として、信用格付別や自己査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスクの抑制のため大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しております。

また、当金庫では、リスク計測にあたって、信用リスク計測システムを導入し、リスクの計量化に向けて取り組んでいます。

個別案件の審査・与信管理にあたりましては、審査管理部門と営業推進部門を互いに分離し、相互に牽制が働く体制としています。さらに、経営陣によるALM委員会や審査会等を定期的かつ、必要に応じて開催し、信用リスク管理・運営における重要事項を審議しています。以上の相互牽制機能、経営陣による審議に加え、与信監査部門が与信運営にかかる妥当性の検証を実施することにより、適切な与信運営を実施する管理態勢を構築しています。

信用コストである貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しております。一般貸倒引当金にあたる正常先、要注意先、要管理先については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれ貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。また、個別貸倒引当金に関しては、実質破綻先及び破綻先は帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。破綻懸念先については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額が一定額以上の債権は、当該キャッシュ・フローを約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価格との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てており、その他の債権は、当該キャッシュ・フローによる回収可能額を総合的に判断して算出した金額と債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー控除法）により引き当てております。なお、それぞれの結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は次の4つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。 ●R&I ●JCR ●S&P ●Moody's

信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

イ.信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

(単位)

(単位：百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高										三月以上 延滞エク スポージャー	延滞エク スポージャー
	貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債 券		株 式 等		デリバティブ取引					
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度		
国 内	550,790	561,349	229,815	232,202	124,449	124,087	36,540	35,249	-	-	1,133	10,769
国 外	36,069	36,490	-	-	36,069	36,490	-	-	-	-	-	-
地域別合計	586,859	597,839	229,815	232,202	160,518	160,577	36,540	35,249	-	-	1,133	10,769
製造業	48,520	48,053	22,539	21,387	24,974	25,678	1,006	987	-	-	204	1,305
農業、林業	1,001	922	1,001	922	-	-	-	-	-	-	11	33
漁 業	37	37	37	37	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	4	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	35,787	35,787	32,301	31,769	3,406	3,908	79	109	-	-	159	3,191
電気・ガス・熱供給・水道業	7,450	7,616	139	190	7,311	7,410	-	14	-	-	-	-
情報通信業	2,886	3,377	56	58	2,613	3,113	215	206	-	-	-	-
運輸業、郵便業	14,799	14,889	4,067	4,082	10,632	10,728	99	79	-	-	20	316
卸売業、小売業	26,537	26,988	19,081	19,503	7,227	7,226	228	258	-	-	76	1,643
金融業、保険業	205,832	217,966	17,908	19,987	27,677	27,867	261	301	-	-	34	40
不動産業	50,421	52,316	38,098	39,231	12,223	13,025	99	59	-	-	189	1,946
物品賃貸業	1,176	1,199	1,176	1,199	-	-	-	-	-	-	-	12
学術研究、専門・技術サービス業	1,129	1,351	1,129	1,351	-	-	-	-	-	-	-	66
宿泊業	999	698	999	698	-	-	-	-	-	-	-	-
飲食業	3,272	3,125	3,272	3,125	-	-	-	-	-	-	29	257
生活関連サービス業、娯楽業	4,571	4,051	4,571	4,051	-	-	-	-	-	-	108	336
教育、学習支援業	600	614	600	614	-	-	-	-	-	-	38	64
医療・福祉	7,635	8,494	7,635	8,494	-	-	-	-	-	-	18	245
その他のサービス業	9,768	7,342	8,896	6,500	831	831	40	10	-	-	39	297
国・地方公共団体等	73,260	74,057	11,965	15,590	61,294	58,466	-	-	-	-	-	-
個 人	46,878	46,584	46,878	46,584	-	-	-	-	-	-	200	1,012
その他	44,287	42,365	7,452	6,821	2,325	2,322	34,509	33,221	-	-	-	-
業種別合計	586,859	597,839	229,815	232,202	160,518	160,577	36,540	35,249	-	-	1,133	10,769
1年以下	83,313	73,947	29,746	29,100	3,367	5,148	1,200	1,699	-	-	-	-
1年超3年以下	88,846	118,080	18,460	17,588	13,087	19,091	2,099	3,200	-	-	-	-
3年超5年以下	49,720	51,163	21,115	24,050	21,205	23,413	2,900	2,200	-	-	-	-
5年超7年以下	61,760	54,510	33,039	31,647	23,520	19,863	4,200	3,000	-	-	-	-
7年超10年以下	64,320	68,413	36,894	40,911	19,326	17,001	2,100	1,500	-	-	-	-
10年超	189,952	182,321	82,241	81,289	80,011	76,059	1,200	472	-	-	-	-
期間の定めのないもの	48,945	49,402	8,319	7,614	-	-	22,841	23,178	-	-	-	-
残存期間別合計	586,859	597,839	229,815	232,202	160,518	160,577	36,540	35,249	-	-	-	-

- (注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
4. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。
5. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

(連結)

(単位：百万円)

エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高										三月以上 延滞エク スポージャー	延滞エク スポージャー
	貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引				債 券		株 式 等		デリバティブ取引			
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度		
国 内	550,790	561,339	229,815	232,202	124,449	124,087	36,540	35,239	-	-	1,133	10,769
国 外	36,069	36,490	-	-	36,069	36,490	-	-	-	-	-	-
地域別合計	586,859	597,829	229,815	232,202	160,518	160,577	36,540	35,239	-	-	1,133	10,769
製造業	48,520	48,053	22,539	21,387	24,974	25,678	1,006	987	-	-	204	1,305
農業、林業	1,001	922	1,001	922	-	-	-	-	-	-	11	33
漁 業	37	37	37	37	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	4	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	35,787	35,787	32,301	31,769	3,406	3,908	79	109	-	-	159	3,191
電気・ガス・熱供給・水道業	7,450	7,616	139	190	7,311	7,410	-	14	-	-	-	-
情報通信業	2,886	3,377	56	58	2,613	3,113	215	206	-	-	-	-
運輸業、郵便業	14,799	14,889	4,067	4,082	10,632	10,728	99	79	-	-	20	316
卸売業、小売業	26,537	26,988	19,081	19,503	7,227	7,226	228	258	-	-	76	1,643
金融業、保険業	205,832	217,966	17,908	19,987	27,677	27,867	261	301	-	-	34	40
不動産業	50,421	52,316	38,098	39,231	12,223	13,025	99	59	-	-	189	1,946
物品賃貸業	1,176	1,199	1,176	1,199	-	-	-	-	-	-	-	12
学術研究、専門・技術サービス業	1,129	1,351	1,129	1,351	-	-	-	-	-	-	-	66
宿泊業	999	698	999	698	-	-	-	-	-	-	-	-
飲食業	3,272	3,125	3,272	3,125	-	-	-	-	-	-	29	257
生活関連サービス業、娯楽業	4,571	4,051	4,571	4,051	-	-	-	-	-	-	108	336
教育、学習支援業	600	614	600	614	-	-	-	-	-	-	38	64
医療・福祉	7,635	8,494	7,635	8,494	-	-	-	-	-	-	18	245
その他のサービス業	9,768	7,332	8,896	6,500	831	831	40	0	-	-	39	297
国・地方公共団体等	73,260	74,057	11,965	15,590	61,294	58,466	-	-	-	-	-	-
個 人	46,878	46,584	46,878	46,584	-	-	-	-	-	-	200	1,012
その他	44,287	42,365	7,452	6,821	2,325	2,322	34,509	33,221	-	-	-	-
業種別合計	586,859	597,829	229,815	232,202	160,518	160,577	36,540	35,239	-	-	1,133	10,769
1年以下	83,313	73,947	29,746	29,100	3,367	5,148	1,200	1,699	-	-	-	-
1年超3年以下	88,846	118,080	18,460	17,588	13,087	19,091	2,099	3,200	-	-	-	-
3年超5年以下	49,720	51,163	21,115	24,050	21,205	23,413	2,900	2,200	-	-	-	-
5年超7年以下	61,760	54,510	33,039	31,647	23,520	19,863	4,200	3,000	-	-	-	-
7年超10年以下	64,320	68,413	36,894	40,911	19,326	17,001	2,100	1,500	-	-	-	-
10年超	189,952	182,321	82,241	81,289	80,001	76,059	1,200	472	-	-	-	-
期間の定めのないもの	48,945	49,392	8,319	7,614	-	-	22,841	23,168	-	-	-	-
残存期間別合計	586,859	597,829	229,815	232,202	160,518	160,577	36,540	35,239	-	-	-	-

ロ.一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単体)

(単位：百万円)

		期首残高	当期 増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和5年度	190	173	-	190	173
	令和6年度	173	169	-	173	169
個別貸倒引当金	令和5年度	2,834	2,808	-	2,834	2,808
	令和6年度	2,808	2,732	20	2,787	2,732
合 計	令和5年度	3,024	2,982	-	3,024	2,982
	令和6年度	2,982	2,902	20	2,961	2,902

(連結)

(単位：百万円)

		期首残高	当期 増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和5年度	190	173	-	190	173
	令和6年度	173	169	-	173	169
個別貸倒引当金	令和5年度	2,834	2,808	-	2,834	2,808
	令和6年度	2,808	2,732	20	2,787	2,732
合 計	令和5年度	3,024	2,982	-	3,024	2,982
	令和6年度	2,982	2,902	20	2,961	2,902

ハ.業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単体)

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金												貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高					
					目的使用		その他							
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
国 内	2,834	2,808	2,808	2,732	-	20	2,834	2,787	2,808	2,732	-	-	-	-
国 外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地域別合計	2,834	2,808	2,808	2,732	-	20	2,834	2,787	2,808	2,732	-	-	-	-
製造業	449	416	416	361	-	1	449	414	416	361	-	-	-	-
農業、林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	826	799	799	788	-	-	826	799	799	788	-	-	-	-

八.業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単体)

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却		
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高				
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	目的使用		その他		令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	39	37	37	32	—	2	39	35	37	32	—	—	
卸売業、小売業	138	140	140	241	—	6	138	134	140	241	—	—	
金融業、保険業	4	3	3	2	—	—	4	3	3	2	—	—	
不動産業	887	937	937	910	—	—	887	937	937	910	—	—	
物品賃貸業	21	20	20	12	—	—	21	20	20	12	—	—	
学術研究、専門・技術サービス業	0	—	—	—	—	—	0	—	—	—	—	—	
宿泊業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
飲食業	51	72	72	57	—	—	51	72	72	57	—	—	
生活関連サービス業、娯楽業	184	185	185	156	—	—	184	185	185	156	—	—	
教育、学習支援業	16	14	14	13	—	—	16	14	14	13	—	—	
医療・福祉	49	38	38	34	—	—	49	38	38	34	—	—	
その他のサービス業	43	23	23	20	—	—	43	23	23	20	—	—	
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
個人	120	118	118	101	—	10	120	107	118	101	—	—	
合計	2,834	2,808	2,808	2,732	—	20	2,834	2,787	2,808	2,732	—	—	

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

(連結)

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	目的使用		その他		令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
国内	2,834	2,808	2,808	2,732	—	20	2,834	2,787	2,808	2,732	—	—
国外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別合計	2,834	2,808	2,808	2,732	—	20	2,834	2,787	2,808	2,732	—	—
製造業	449	416	416	361	—	1	449	414	416	361	—	—
農業、林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	826	799	799	788	—	—	826	799	799	788	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	39	37	37	32	—	2	39	35	37	32	—	—
卸売業、小売業	138	140	140	241	—	6	138	134	140	241	—	—
金融業、保険業	4	3	3	2	—	—	4	3	3	2	—	—
不動産業	887	937	937	910	—	—	887	937	937	910	—	—
物品賃貸業	21	20	20	12	—	—	21	20	20	12	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	0	—	—	—	—	—	0	—	—	—	—	—
宿泊業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
飲食業	51	72	72	57	—	—	51	72	72	57	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	184	185	185	156	—	—	184	185	185	156	—	—
教育、学習支援業	16	14	14	13	—	—	16	14	14	13	—	—
医療・福祉	49	38	38	34	—	—	49	38	38	34	—	—
その他のサービス業	43	23	23	20	—	—	43	23	23	20	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	120	118	118	101	—	10	120	107	118	101	—	—
合計	2,834	2,808	2,808	2,732	—	20	2,834	2,787	2,808	2,732	—	—

二.標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単体)

(単位：百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 (%)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
	令和6年度					
現金	3,308	—	3,308	—	—	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	36,733	—	36,733	—	380	1
外国の中央政府及び中央銀行向け	6,545	242	6,545	242	575	8
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	37,901	—	37,901	—	50	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	1,548	—	1,548	—	310	20
国際開発銀行向け	1,602	—	1,602	—	—	0
地方公共団体金融機構向け	491	—	491	—	50	10
我が国の政府関係機関向け	2,538	—	2,538	—	314	12
地方三公社向け	1,452	—	1,452	—	7	0
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	206,120	2,364	206,120	2,364	48,960	23
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	6,418	—	6,418	—	1,870	29
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	118,007	2,427	111,537	1,514	62,691	55
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	37,036	7,052	31,733	2,964	19,700	57
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—
不動産関連向け	62,365	1,592	60,125	1,592	32,644	53
自己居住用不動産等向け	34,936	469	34,438	469	9,313	27
賃貸用不動産向け	9,825	1,008	9,646	1,008	6,492	61
事業用不動産関連向け	17,603	114	16,040	114	16,839	104
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	11,888	—	11,888	—	13,115	110
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	3,451	—	3,274	—	3,487	107
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	732	—	728	—	380	52
取立未済手形	168	—	168	—	33	20
信用保証協会等による保証付	39,238	—	39,238	—	1,973	5
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	6,854	16	6,854	16	6,862	100
合計					191,538	

(連結)

(単位：百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 (%)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
	令和6年度					
現金	3,308	—	3,308	—	—	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	36,733	—	36,733	—	380	1
外国の中央政府及び中央銀行向け	6,545	242	6,545	242	575	8
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	37,901	—	37,901	—	50	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	1,548	—	1,548	—	310	20
国際開発銀行向け	1,602	—	1,602	—	—	0
地方公共団体金融機構向け	491	—	491	—	50	10
我が国の政府関係機関向け	2,538	—	2,538	—	314	12
地方三公社向け	1,452	—	1,452	—	7	0
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	206,120	2,364	206,120	2,364	48,960	23
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	6,418	—	6,418	—	1,870	29
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	118,007	2,427	111,537	1,514	62,691	55
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	37,036	7,052	31,733	2,964	19,700	57
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—
不動産関連向け	62,365	1,592	60,125	1,592	32,644	53
自己居住用不動産等向け	34,936	469	34,438	469	9,313	27
賃貸用不動産向け	9,825	1,008	9,646	1,008	6,492	61
事業用不動産関連向け	17,603	114	16,040	114	16,839	104
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	11,888	—	11,888	—	13,115	110
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	3,451	—	3,274	—	3,487	107
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	732	—	728	—	380	52
取立未済手形	168	—	168	—	33	20
信用保証協会等による保証付	39,238	—	39,238	—	1,973	5
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	6,844	16	6,844	16	6,852	100
合計					191,528	

(注) 1.最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載しておりません。

2.「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目 (%) のことです。

3.「リスク・ウェイトの加重平均値 (%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

ホ.標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単体)

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)																
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%	
	令和6年度																
現金	3,308	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	35,431	-	-	901	-	-	-	-	-	-	-	-	401	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	5,063	-	-	1,106	-	-	-	-	-	-	-	-	539	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	37,801	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	1,548	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	1,602	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	391	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	197	2,139	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	200	-	-	-	-
地方三公社向け	1,416	-	-	36	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	300	-	-	197,707	-	3,690	-	-	-	-	1,272	-	-	421	-	-	-
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	4,010	-	1,201	-	-	-	-	1,001	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	305	132	-	33,037	-	400	-	-	-	-	-	-	38,427	-	-	-	-
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	60	-	10,274	-	-	-	-	-	-	-	-	2,529	-	-	-	-
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産関連向け	-	-	-	23,302	1,645	6,807	-	967	-	2,853	-	2,335	588	-	1,499	-	-
自己居住用不動産等向け	-	-	-	23,302	1,645	4,397	-	-	-	2,853	-	-	588	-	-	-	-
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	2,409	-	967	-	-	-	2,335	-	-	1,499	-	-
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	-	-	-	145	-	-	-	-	-	-	-	-	615	-	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	435	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	-	-	-	168	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	19,507	19,730	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	105,325	22,063	-	268,663	1,645	10,898	-	967	-	4,126	-	2,335	43,923	-	1,499	-	-

(単体)

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)																合計
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他		
	令和6年度																
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,308	
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	36,733	
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	66	-	-	-	-	12	-	-	-	6,787	
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	37,901	
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	1,548	
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,602	
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	491	
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,538	
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,452	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	24	-	-	-	-	4,714	352	-	-	208,484	
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	204	-	-	-	6,418	
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	-	3,384	-	23,568	-	-	13,061	-	-	-	-	736	-	-	-	113,052	
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	21,833	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	34,698	
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
不動産関連向け	3,681	549	-	-	1,454	1	-	2,892	13,100	-	-	39	-	-	-	61,717	
自己居住用不動産等向け	2,082	39	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	34,908	
賃貸用不動産向け	-	510	-	-	-	1	-	2,892	-	-	-	39	-	-	-	10,655	
事業用不動産関連向け	1,599	-	-	-	1,454	-	-	-	13,100	-	-	-	-	-	-	16,154	
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	777	-	-	-	-	10,295	815	-	-	11,888	
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	-	-	-	-	-	-	1,239	-	-	-	-	1,273	-	-	-	3,274	
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	293	-	-	-	-	-	-	-	-	728	
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	168	
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	39,238	
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
株式等	-	-	-	-	-	-	4,842	-	-	-	-	-	2,028	-	-	6,870	
合計	3,681	25,766	-	23,568	1,454	1	20,306	2,892	13,100	-	-	17,071	3,196	-	-	572,487	

(連結)

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)																
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%	
	令和6年度																
現金	3,308	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	35,431	-	-	901	-	-	-	-	-	-	-	-	401	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	5,063	-	-	1,106	-	-	-	-	-	-	-	-	539	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	37,801	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	1,548	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	1,602	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	391	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	197	2,139	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	200	-	-	-	-
地方三公社向け	1,416	-	-	36	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	300	-	-	197,707	-	3,690	-	-	-	-	1,272	-	421	-	-	-	-
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	4,010	-	1,201	-	-	-	-	1,001	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け (特定貸付債権向けを含む)	305	132	-	33,037	-	400	-	-	-	-	-	-	38,427	-	-	-	-
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	60	-	10,274	-	-	-	-	-	-	-	-	2,529	-	-	-	-
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産関連向け	-	-	-	23,302	1,645	6,807	-	967	-	2,853	-	2,335	588	-	1,499	-	-
自己居住用不動産等向け	-	-	-	23,302	1,645	4,397	-	-	-	2,853	-	-	588	-	-	-	-
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	2,409	-	967	-	-	-	2,335	-	-	1,499	-	-
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	145	-	-	-	-	-	-	-	-	615	-	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	435	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	-	-	-	168	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	19,507	19,730	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	105,325	22,063	-	268,663	1,645	10,898	-	967	-	4,126	-	2,335	43,923	-	1,499	-	-

(連結)

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)																合計
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他		
	令和6年度																
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,308	
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	36,733	
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	66	-	-	-	-	-	12	-	-	-	6,787	
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	37,901	
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,548	
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,602	
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	491	
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,538	
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,452	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	24	-	-	-	-	-	4,714	352	-	-	208,484	
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	204	-	-	-	6,418	
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	-	3,384	-	23,568	-	13,061	-	-	-	-	-	736	-	-	-	113,052	
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	21,833	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	34,698	
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
不動産関連向け	3,681	549	-	-	1,454	1	-	2,892	13,100	-	-	39	-	-	-	61,717	
自己居住用不動産等向け	2,082	39	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	34,908	
賃貸用不動産向け	-	510	-	-	-	1	-	2,892	-	-	-	39	-	-	-	10,655	
事業用不動産関連向け	1,599	-	-	-	1,454	-	-	-	13,100	-	-	-	-	-	-	16,154	
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	777	-	-	-	-	10,295	815	-	-	11,888	
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	-	-	-	-	-	-	1,239	-	-	-	-	1,273	-	-	-	3,274	
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	293	-	-	-	-	-	-	-	-	728	
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	168	
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	39,238	
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
株式等	-	-	-	-	-	-	4,832	-	-	-	-	-	2,028	-	-	6,860	
合計	3,681	25,766	-	23,568	1,454	1	20,296	2,892	13,100	-	-	17,071	3,196	-	-	572,477	

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載しておりません。

ヘ.リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単体)

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額	
	令和5年度	
	格付適用有り	格付適用無し
0%	878	201,484
10%	-	20,192
20%	23,031	213,249
35%	1,001	16,752
50%	45,516	31,276
75%	746	36,007
100%	8,074	91,541
150%	-	3,308
250%	-	5,638
1,250%	-	-
合計	698,695	

(連結)

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額	
	令和5年度	
	格付適用有り	格付適用無し
0%	878	201,484
10%	-	20,192
20%	23,031	213,249
35%	1,001	16,752
50%	45,516	31,276
75%	746	36,007
100%	8,074	91,539
150%	-	3,308
250%	-	5,638
1,250%	-	-
合計	698,693	

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスクウェイトに区分しています。

3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	(単体) (単位：百万円、%)				(連結) (単位：百万円、%)			
	令和6年度				令和6年度			
	CCF・信用リスク 削減効果適用前		CCFの加重 平均値 (%)	資産の額及び信 相当額の合計額 (CCF・信用リスク 削減効果適用後)	CCF・信用リスク 削減効果適用前		CCFの加重 平均値 (%)	資産の額及び信 相当額の合計額 (CCF・信用リスク 削減効果適用後)
オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目			オフ・バランス 資産項目			
40%未満	374,568	97,236	96	497,884	374,568	97,236	96	497,884
40%~70%	72,321	853	100	55,565	72,321	853	100	55,565
75%	40,988	1,068	53	25,766	40,988	1,068	53	25,766
80%	-	-	-	-	-	-	-	-
85%	25,472	906	100	23,568	25,472	906	100	23,568
90%~100%	39,713	9,618	15	35,289	39,705	9,618	15	35,281
105%~130%	17,077	399	100	15,993	17,077	399	100	15,993
150%	18,053	-	-	17,775	18,053	-	-	17,775
250%	7,724	-	-	7,724	7,724	-	-	7,724
400%	-	-	-	-	-	-	-	-
1,250%	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	595,919	110,083	25	679,568	595,910	110,083	25	679,560

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載しておりません。

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

当金庫は、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失（信用リスク）を軽減するために、取引先によっては、不動産等担保や信用保証協会保証による保全措置を講じておりますが、これはあくまでも補完的措置であり、事業内容、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、将来性、経営者の資質など、さまざまな角度から与信判断を行っております。ただし与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。

当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続については、当金庫が定める「融資事務取扱要領」及び「不動産担保評価・管理要領」等により、適切な事務取扱い及び適正な評価を行っております。

また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証、外国為替、デリバティブ取引に関して、お客様が期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスク削減方策の一つとして、各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認の上、事前の通知や諸手続きを省略して払戻充当いたします。

なお、バーゼルⅢで定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自金庫預金積金、保証として、地方公共団体、商工組合中央金庫、その他未担保預金等が該当します。そのうち保証に関する信用度の評価については、商工組合中央金庫は金融機関エクスポージャーとして、一般社団法人しんきん保証基金等は適格格付機関が付与している格付により判定をしています。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

信用リスク 削減手法	(単体) (単位：百万円)						(連結) (単位：百万円)					
	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ		適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
ポートフォリオ												
信用リスク削減手法が 適用されたエクスポージャー	10,344	9,684	32,126	34,382	-	-	10,344	9,684	32,126	34,382	-	-

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されております。

市場リスクへの対応は、派生商品取引により受けるリスクと保有する資産・負債が受けるリスクが相殺されるよう管理して、信用リスクへの対応としては、リスク管理の観点から、担保による保全を図り、金庫が定める「償却・引当基準」に則った適正な引当金を計上します。お客様との取引については、総与信取引における保全枠との一体的な管理により与信判断を行うことでリスクを限定し、適切な保全措置を講じます。

その他、有価証券関連取引については、有価証券にかかる投資方針の中で定めている投資枠内での取引に限定するとともに、万一、取引相手に対して担保を追加提供する必要が生じたとしても、提供可能な資産を十分保有しており、影響は限定的であります。

なお、リスク資本及び与信限度額の割当については、当金庫で定める「統合リスク管理規程」等に則り、適切に管理しております。統合リスク管理については、金庫全体のリスク許容限度内で配賦されたリスク資本（自己資本比率を8%維持できる自己資本額を控除した残り）を各リスクカテゴリーごとに割振り統合的リスク管理態勢の構築を進めております。

当金庫では現在、派生商品取引及び長期決済期間取引は該当ありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) リスク管理の方針及びリスク特性の概要

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化をすることを指します。

一般的には証券の裏付となる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に大きく分類されますが、当金庫においては、有価証券投資の一環として購入したものが大半であり、オリジネーターとしての証券化取引は行っていません。

当該証券投資にかかるリスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じてALM委員会等に諮り、適切なリスク管理に努めております。また、証券化商品への投資は、資金運用基準の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、取引にあたっては、当金庫が定める「資金運用規程」に基づき、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行っております。

なお、証券化エクスポージャーに区分される投資及びオリジネーターの種類は、以下のとおりです。

＜投資＞

- 1) 売掛債権を裏付とする信託受益権 4) 貸付債権を裏付とする信託受益権 7) 債券を裏付とする信託受益権
 2) 手形債権を裏付とする信託受益権 5) 商業用不動産を裏付とする信託受益権
 3) リース料債権を裏付とする信託受益権 6) 居住用不動産を裏付とする信託受益権

＜オリジネーター＞

- 1) 資産譲渡型 2) 合成型（シンセティック型）

当金庫はオリジネーターとしての証券化エクスポージャーは該当がありません。また、投資家としてのエクスポージャーも保有していません。

①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

該当する取引はありません。

②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

該当する取引はありません。

③保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

該当する取引はありません。

(2)証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は標準的手法を採用しております。

(3)証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券等会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

(4)証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は次の4機関を採用しています。なお、投資の種類ごとに適格格付機関の使分けは行っておりません。

- R&I ●JCR ●S&P ●Moody's

7. 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

銀行勘定における出資等又は株式エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金が該当します。

そのうち、上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失額（VaR）によるリスク計測を開始する等によって把握するとともに、運用状況に応じてALM委員会等に諮り投資継続の是非を協議するなど、適切なリスク管理に努めております。また、株式関連商品への投資は、証券化商品と同様、有価証券にかかる運用方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、基本的には債券投資のヘッジ資産として位置付けており、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用を心掛けております。なお、取引にあたっては、当金庫が定める「資金運用規程」や「資金運用基準」に基づいた厳格な運用・管理を行っております。

非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金に関しては、当金庫が定める「資金運用規程」などに基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券等会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

イ.貸借対照表計上額及び時価等

区 分	(単体)		(単位: 百万円)		(連結)		(単位: 百万円)	
	令和5年度		令和6年度		令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価	連結貸借対照表計上額	時 価	連結貸借対照表計上額	時 価
上場株式等	4,242	4,242	4,018	4,018	4,242	4,242	4,018	4,018
非上場株式等	23	23	23	23	13	13	13	13
合 計	4,265	4,265	4,041	4,041	4,255	4,255	4,031	4,031

ロ.出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

	(単体)		(単位: 百万円)		(連結)		(単位: 百万円)	
	令和5年度		令和6年度		令和5年度		令和6年度	
売却益	194	194	205	205	194	194	205	205
売却損	5	5	—	—	5	5	—	—
償 却	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ.貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

	(単体)		(単位: 百万円)		(連結)		(単位: 百万円)	
	令和5年度		令和6年度		令和5年度		令和6年度	
評価損益	1,163	1,163	902	902	1,163	1,163	902	902

二.貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

区 分	(単体) (単位：百万円)		(連結) (単位：百万円)	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
評価損益	-	-	-	-

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

	(単体) (単位：百万円)		(連結) (単位：百万円)	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	-	-	-	-
マンドート方式を適用するエクスポージャー	-	-	-	-
蓋然性方式（250%）を適用するエクスポージャー	-	-	-	-
蓋然性方式（400%）を適用するエクスポージャー	-	-	-	-
フォールバック方式（1250%）を適用するエクスポージャー	-	-	-	-

9. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要及びリスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては、双方とも定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク（BPV）の計測や、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度、さらには新商品等の導入による影響など、ALM管理システムや証券管理システムにより月次で計測を行い、ALM委員会が協議検討するとともに、必要に応じて経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

(2) 金利リスクの算定手法の概要

①開示告示に基づく定量的開示の対象となる ΔEVE （注1）及び ΔNII （注2）並びに銀行がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

（注1）IRRBBのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

（注2）IRRBBのうち、金利ショックに対する算出基準日から12カ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

(i)流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

(ii)流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

(iii)流動性預金への満期の割当て方法（コア預金モデル等）及びその前提

流動性預金への満期の割当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

(iv)固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前償還及び定期預金の期限前解約については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

(v)複数の通貨の集計方法及びその前提

当金庫では、IRRBBの算出にあたり、通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。なお、金利リスクの合算において、通貨間の相関等は考慮していません。また、重要性の観点より、一部の通貨については金利改定満期に基づくキャッシュ・フローを他の通貨に集約して、金利リスクを算出しています。

(vi)スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるか否か）

当金庫では、IRRBBの算出にあたり、割引金利にスプレッドを含めず、キャッシュ・フローにスプレッドを含めて算出しています。

(vii)内部モデルの使用等、 ΔEVE 及び ΔNII に重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは、使用していません。

(viii)前事業年度末の開示からの変動に関する説明

算定方法の変更はありません。

(ix)計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

当期の重要性テスト結果は、監督上の基準値である20%に対し、当金庫の資産・負債の構成からみて、妥当な範囲に収まっていると考えております。

なお、当金庫では重要性の観点より、ストレス時に大きな影響を与えると考えられる資産・負債をIRRBBの計測対象としており、その選別にあたっては定量的な基準（銀行の資産・負債の5%程度）に加えて、定性的な影響等を考慮しています。

②銀行が、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる ΔEVE 及び ΔNII 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利に関する事項

(i)金利ショックに関する説明

ΔEVE 及び ΔNII 以外の金利リスクを計測する場合の金利ショックについては、過去の事例や、景気シナリオに基づく金利変動としております。

- (ii)金利リスク計測の前提及びその意味（特に、開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び Δ NIIと大きく異なる点）
当金庫では、リスク資本配賦制度の一環として、金利リスクをVaRなどにより管理しており、預貸金や債権のVaRに基づくリスク量に上限ガイドラインを設定しています。

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項目		Δ EVE		Δ NII	
		前期末	当期末	前期末	当期末
1	上方パラレルシフト	18,957	10,584	0	0
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	スティープ化	17,645	12,040		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	1,654	1,402		
6	短期金利低下	0	0		
7	最大値	18,957	12,040	0	0
8	自己資本の額	46,705	48,013	46,705	48,013

(注) 1.金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

2.「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号（2019年2月18日）による改正を受け、2019年3月末から金利リスクの定義と計測方法等が変更になりました。

10. オペレーショナル・リスクに関する項目

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当金庫では「リスク管理の基本方針」を踏まえ、組織体制、管理の仕組みを整備するとともに、定期的に収集したデータの分析・評価を行い、リスクの発生のみならず未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めています。

特に、事務リスク管理については、「事務リスク管理方針」に基づき本部・営業店が一体となり、その遵守を心掛けることはもちろんのこと、日頃の事務指導や研修体制の強化、さらには牽制機能としての事務検証などに取組み、事務品質の向上に努めております。

システム・リスクについては、「システム・リスク管理方針」に基づき、管理すべきリスクの所在、種類等を明確にし定期的な点検・検査、さらにはシステム監査を実施し、安定した業務遂行ができるよう、多様化かつ複雑化するリスクに対して、管理態勢の強化に努めております。

その他のリスクについては、苦情相談窓口の設置による苦情に対する適切な対応、個人情報及び情報セキュリティ体制の整備、さらには各種リスク商品等に対する説明態勢の整備など、顧客保護の観点から重要視した管理態勢の整備に努めております。

また、これらリスクに関しましては、ALM委員会等、各種委員会において、協議・検討するとともに、必要に応じて理事会等に報告する態勢を整備しております。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は標準的計測手法を採用しております。

役職員の報酬体系の開示

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、決定方法等について規程で定めております。

(2) 令和6年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は182百万円です。

(注) 1.対象役員に該当する理事は9名、監事は1名です。

2.上記の内訳は、「基本報酬」125百万円、「賞与」26百万円、「退職慰労金」30百万円となっております。なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額（過年度に繰り入れた引当金を除く）と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。

「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金（過年度に繰り入れた引当金を除く）と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3.使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第22号）第2条第1項第3号及び第6号並びに第1項第3号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。なお、令和6年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1.対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2.「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。なお、令和6年度においては、該当する会社はありませんでした。

3.「同等額」は、令和6年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

4.令和6年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

手数料一覧（消費税込み）

振込手数料

(単位：円)

種類・区分		他行宛		当庫本店宛	
		一般	会員	一般	会員
電信扱	5万円以上	660	610	440	390
	5万円未満	495	445	220	170
文書扱	5万円以上	660	610	-	-
	5万円未満	495	445	-	-
ATM扱	5万円以上	550	500	330	280
	5万円未満	385	335	110	110
パソコン モバイル等	5万円以上	550	500	330	280
	5万円未満	385	335	110	110

取立手数料

(単位：円)

種類	他行宛	
	一般	会員
電子交換	440	330
個別取立 ※1	1,100	990

※1：個別取立とは、電子交換に参加しない金融機関への手形・小切手等、郵送対応が必要となるものです。
※2：割引手形取立手数料も上記手数料とします。

為替・その他の手数料

(単位：円)

種類	他行宛	当庫本店宛
不渡返却料	1,100	1,100
取立組戻料	1,100	1,100
振込組戻料	1,100	1,100

手形・小切手等発行手数料

(単位：円)

種類	数量	代金
手形・小切手帳代金	小切手帳1冊(50枚)	1,100
	約束手形帳1冊(25枚)	880
	為替手形帳1冊(25枚)	880
マル専口座	手形用紙1枚	550
	口座開設手数料	3,300
自己宛小切手発行手数料	1枚	550

両替・硬貨入出金手数料

(単位：円)

種類	数量	代金
窓口扱い両替手数料 金種指定出金手数料 ※金種指定出金手数料は1万円札を除く 合計枚数が対象	1枚～50枚	無料
	51枚～500枚	550
	501枚～1,000枚	1,100
大量硬貨入金手数料	1,001枚以上(500枚毎に)	550円追加
	1枚～500枚	1日1回無料
	501枚～1,000枚	2回目以降1回550円
両替機手数料	1,001枚以上(1回1,000枚毎に)	1回550円
	1枚～50枚(キャッシュカード有)	550円追加
	1枚～300枚	1日1回無料
	301枚～1,000枚	100
	1,001枚～1,500枚	200
		400

キャッシュサービス手数料

(単位：円)

利用時間帯	取引	カードの種類				
		当金庫	他信用金庫	他金融機関	ゆうちょ銀行/クレジット会社	
平日	8:00～ 8:45	入金 無料 ※5	110	220	220	110
	8:45～ 18:00	入金 無料	無料	110	110	無料
	18:00～	入金 無料 ※5	110	220	220	110
	9:00～ 14:00	入金 無料	無料	110	110	無料
土曜 祝日	14:00～	入金 無料 ※5	110	220	220	110
	9:00～	入金 無料 ※5	110	220	220	110
12月 31日	9:00～	入金 無料 ※5	110	220	220	110

※1：利用時間帯は、自動機コーナーにより異なります。 ※2：振込の場合は、本手数料に併せて振込手数料がかかります。
※3：クレジット会社のカードをご利用になる場合は、本手数料以外に取扱手数料がかかります。 ※4：他金融機関のご入金は、第二地方銀行、信用組合、労働金庫のカードがご利用できます。（一部ご利用できない金融機関があります。） ※5：コープ田寺、姫路赤十字病院、イオン姫路大津の各ATMコーナーは、当金庫のカードをご利用の場合も、次の時間帯は手数料が必要です。「平日」8:00～8:45、18:00以降、「土曜」14:00以降、「日曜・祝日、12月31日」終日

再発行等手数料手数料

(単位：円)

種類	代金
通帳・カード各再発行手数料	1,100
キャッシュカード暗証番号変更事務手数料	550

バンキングサービス基本手数料（月額）

(単位：円)

種類	代金
個人インターネットバンキング・テレホンバンキング	無料
法人インターネットバンキング・FBサービス	各 2,200
ホームコースサービス・自動集金サービス	各 1,100
しんきんANSER 通知 サービス	550

融資関連手数料

(単位：円)

種類	代金	
住宅ローン事務取扱手数料	11,000	
特別金利住宅ローン手数料 ※特別金利住宅ローンキャンペーン時	55,000	
信金中央金庫代理貸付事務取扱手数料	55,000	
不動産担保 事務取扱 手数料	(根) 抵当権の設定(当庫営業エリア内) ※1	5万円以下 22,000
		5万円超 33,000
	(根) 抵当権の設定(当庫営業エリア外、商品土地を除く) ※1	5万円以下 33,000
		5万円超 44,000
	商品土地担保抹消 1区画(1戸)につき	11,000
	(根) 抵当権の順位変更	22,000
	(根) 抵当権の譲渡	33,000
	(根) 抵当権の極度額の変更	22,000
	(根) 抵当権の追加担保設定 ※2	22,000
	(根) 抵当権の債務者変更・追加 ※3	11,000
	(根) 抵当権の抹消(つなぎ融資除く) ※1	11,000
	(根) 抵当権の一部抹消	11,000
開発、道路位置指定許可承諾手数料	11,000	
信金中央金庫代理貸付	新規設定	55,000
	設定変更	55,000
	一部・全部抹消※5	11,000
債権譲渡担保融資手数料 1担保設定につき	11,000	
動産譲渡担保融資手数料 1担保設定につき	11,000	
太陽光発電融資取扱手数料 1案件につき	22,000	
条件変更・ 期限前返済 手数料	事業資金・住宅ローン(有担保)	条件変更 5,500
		金利の変更 5,500
	事業資金(預金担保・商品土地除く) ※4	一部繰上返済 ※6 11,000
	住宅ローン(預金担保・保証付無担保住宅ローン除く) ※4	全部繰上返済 ※6,7 11,000
	信金中央金庫代理貸付	条件変更 33,000
	一部繰上返済 33,000	
	全部繰上返済 33,000	
融資証明発行手数料	2,200	
住宅取得控除用残高証明書手数料	無料	

※1：住宅ローンは除きます。
※2：追加担保設定は新規設定時に追加担保の約定がある場合を除きます。
※3：債務者変更は相続による場合を含みます。
※4：別途手数料に関する特約書を差し入れて頂いている場合は、その特約書の定めによるものとします。
※5：被担保債権完済時の抵当権の全部抹消(住宅ローン)につきましては、対象外となります。
※6：期限前返済特約書請求時は違約金徴収し、本手数料は除きます。
※7：借入残期間1年未満の場合は除きます。

貸金庫・夜間金庫手数料

(単位：円)

種類	数量	代金
夜間金庫手数料	年間	26,400
	入金帳1冊	5,500
貸金庫手数料(年間) 貸金庫は店舗毎に サイズや仕様、代 金が異なっており ます。詳細は、ご 利用を希望される 店舗窓口にご確認 ください。	4種(高さ24cm)	13,200
	3種(高さ18cm)	11,000
	2種(高さ12cm)	8,800
	1種(高さ8cm)	6,600
	自動貸金庫 手数料Ⅰ	大(高さ15cm) 22,000
		小(高さ7.5cm) 13,200
	自動貸金庫 手数料Ⅱ	大(高さ14cm) 25,300
		中(高さ10cm) 22,000
		小(高さ6cm) 16,500
	貸渡保護函手数料	-

でんさい利用手数料

(単位：円)

種類	代金
記録請求手数料(代行・本支店)	330
記録請求手数料(代行・他行庫)	440
記録請求手数料(PC・本支店)	220
記録請求手数料(PC・他行庫)	330
口座間資金決済手数料(仕向)	※
口座間資金決済手数料(被仕向)	330
残高開示手数料	3,300
特例開示手数料	2,200
支払不能情報照会	3,300
その他の記録請求等	1,100

※電信扱い振込手数料に準じます。

その他の手数料

(単位：円)

種類	数量	代金
個人情報 開示手数料	氏名・住所・生年月日・電話番号・ メールアドレス・勤務先・所得額・ 口座番号等、及び残高	1枚 1,100
	取引履歴	1枚 220
		5枚以上 1,100
	用紙代1枚	33
残高証明書発行手数料	1通	440
国債管理手数料	年間	1,320
普通預金(教育資金一括贈与専用口座)払戻事務手数料	-	1,100
貯蓄預金払戻	貯蓄預金Ⅰ型	月間の払戻回数6回以降1回毎 110
戻出超過手数料	貯蓄預金Ⅱ型	-



●豊かな街づくりをお手伝いする●

西兵庫信用金庫

<https://www.shinkin.co.jp/nisisin/>